

議事日程（第三号）

平成二十九年十二月七日（木）午前十時開議

- 第一 議第九十三号から議第百二十号まで
- 第二 請願第三十九号から請願第四十一号まで
- 第三 一般質問

本日の会議に付した事件

- 一 日程第一 議第九十三号から議第百二十号まで
- 一 日程第二 請願第三十九号から請願第四十一号まで
- 一 日程第三 一般質問

出席議員

四十六人

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 三 | 二 | 一 |
| 五 | 四 | 三 | 二 | 一 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 |
| 高 | 長 | 山 | 国 | 水 | 伊 | 布 | 広 | 若 | 山 | 澄 | 牧 | 恩 | 中 |
| 殿 | 屋 | 田 | 枝 | 野 | 藤 | 俣 | 瀬 | 井 | 田 | 川 | 村 | 田 | 川 |
|   | 光 |   | 慎 | 吉 | 英 | 正 |   | 敦 | 実 | 寿 | 範 | 佳 | 裕 |
|   |   | 優 | 郎 | 近 | 生 | 也 | 修 | 子 | 三 | 之 | 康 | 幸 | 子 |
| 尚 | 征 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

三十六番  
三十七番  
三十八番  
三十九番  
四十番  
四十一番  
四十二番  
四十三番  
四十四番  
四十五番  
四十六番  
四十七番  
四十八番  
四十九番  
五十番

田中 加藤 酒向 高木 野村 太田 山本 松岡 篠田 小原 水野 脇坂 野島 川上 伊藤 松村 平岩 佐藤

中 藤 大 貴 美 維 勝 正 正 尚 徹 人 敏 久 穗 行 薰 博 士

勝 大 貴 美 維 勝 正 正 尚 徹 人 敏 久 穗 行 薰 博 士

士 博 薰 行 穗 久 敏 人 徹 尚 敏 水 野 二 征 也 光 夫 美 光 彦

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君



四十八番	四十七番	四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十一番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番
猫	岩	玉	早	藤	駒	尾	足	伊	渡	矢	村	小	森
田	井	田	川	墳	田	藤	立	藤	辺	島	下	川	
	豊	和	捷			義	勝	正	嘉	成	貴	恒	正
孝	郎	浩	也	守	誠	昭	利	博	山	剛	夫	雄	弘
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

同	同	同	同	同	同	同	同	同	議事調査課管理調整監	議事調査課長	議事調査課長	事務局局長
主任	主査	主査	係長	係長	係長	係長	係長	課長補佐				
吉田	岩田	高口	佐藤	佐橋	田中	豊田	此島	森	山田	田中	佐々木	
	昌也	好美	貴一		由美子	弘行	祐司	浩一		誠記	信英	
歩				誠					恭			



説明のため出席した者の職氏名

子ども・女性局長	都市建設部長	県土整備部長	林政部長	農政部長	商工労働部長	健康福祉部長	環境生活部長	危機管理部長	清流の国推進部長	総務部長	秘書政策審議監	会計管理	副知事	副知事	知事
鈴木君	酒向君	宗宮君	高井君	熊崎君	井川君	森岡君	坂口君	市川君	尾藤君	坂口君	工藤君	安福君	河合君	神門君	古田君
裕子君	仁恒君	裕雄君	哲郎君	政之君	孝明君	久尚君	芳輝君	篤丸君	米宏君	和家君	正均君	孝壽君	純一君	純一君	純一君

観光国際局長	崎浦良典君
教 育 長	松川禮子君
警 察 本 部 長	山本有 一君
代 表 監 査 委 員	山本 泉君
人事委員会事務局長	桐山敏通君
労働委員会事務局長	福井康博君



十二月七日午前十時開議

○議長（村下貴夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。



○議長（村下貴夫君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。



○議長（村下貴夫君） 日程第三 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。十一番 水野吉近君。

〔十一番 水野吉近君登壇〕（拍手）

○十一番（水野吉近君） 皆さん、おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、岐阜県議会公明党を代表し、大きく五項目についてお伺いいたします。

初めに、本県産業の生産性向上支援についてお伺いします。

本年十月二十二日に執行されました第四十八回衆議院総選挙では、与党である自公両党が合計で三分の二を上回る三百十余の議席を獲得し、引き続き今後の日本のかじ取りを託されることになりました。

これを受け、安倍総理は十一月十七日の国会における所信表明演説で、最大の課題である少子・高齢化の克服に向け、生産性革命と人づくり革命の断行を打ち出し、十二月に新しい政策パッケージを策定、速やかに実行することを表明いたしました。この中の生産性革命について、安倍総理は、人工知能、ロボット、IoT、生産性を劇的に押し上げるイノベーション——技術革新——を実現し、世界に胎動する生産性革命を牽引していく。二〇二〇年までの三年間を生産性革命・集中投資期間と位置づけ、人手不足に悩む中小・小規模事業者も含め、企業による設備や人材の投資を力強く促し、大胆な税制、予算、規制改革のあらゆる施策を総動員すると述べています。このように、今後政府は国内産業の生産性向上を柱に政策展開を進めることを表明しており、本県においてもこの動きに対応する取り組みが必要になってくると思います。

今年度、県政の柱の一つは人づくりであり、本県の企業等が抱える人手不足を支援するため、産業、医療、



介護など、あらゆる分野への人材確保支援策を展開しています。こうした支援策の成果は短期間ではあらわれるものではないため、今後も継続し、着実に施策の推進を行うべきであります。

一方で、労働力が不足する中、日本及び本県が今後も経済成長をしていくためには、労働者一人当たりが生み出す価値、すなわち労働生産性を向上していく必要があります。

労働生産性とは、生産活動で生み出した付加価値を投入した労働力や時間で割り算して得られるもので、いわば稼ぐ力をあらわす数値です。したがって、生産性を向上させるには大きく二つの方法があります。一つは、生み出す付加価値の質や量を拡大させること。もう一つは、そのために投入する労働力や時間を短縮する、つまり効率を向上させることです。

生産性の向上は、まずは企業や事業者が主体的に取り組むべきであることは当然ではありますが、中小・小規模事業者においては、県がそれを支援することは重要だと思えます。

これまで行政が行ってきた付加価値向上の支援策には、顧客数の拡大、顧客単価の上昇、人材の確保・育成、技術革新等があり、本県においても販路拡大や中小企業総合人材確保センターの創設、製造現場へのＩＯＴの導入支援などを行っています。

また、効率を向上させる支援策では、ＩＴの利活用による業務効率化支援等があり、例えば経済産業省が平成二十八年度補正予算で実施した中小企業のＩＴ導入を促す補助事業があります。この事業は、事前に登録されたＩＴ事業者のサービスの中から中小企業が自社に適したものを選び、政府に認められれば、一社当たり百万円を上限に導入費の三分の二まで補助を受けられるものです。本県においても、新たな成長雇用戦略の中で第四次産業革命推進プロジェクトとして中小企業のＩＯＴ導入促進を進めています。

また、生産性の向上は、担い手不足となつてゐる農業や建設業、医療や介護の分野でも課題となつており、ITやロボット、AI——人工知能——の導入により生産性を大幅に高める実証研究が行われています。また、今課題となつてゐる働き方改革においても、無駄を取り除く改善活動等を通じて仕事の効率を上げるといふ生産性向上を意識した取り組みをしなければ、成果を上げることができません。

私は、今後の県政の課題として、本県産業の人材不足を支援する取り組みと並行し、生産性向上支援を柱に、付加価値の拡大、効率の向上への総合支援策を展開すべきであると考えます。例えば、今後、国から展開される優遇税制や補助事業、規制緩和等の情報提供や、企業向けに発想の転換によつて生産性向上を促す研修会の実施やロボット等の新技術に関する相談窓口の設置、ITの活用支援やITを活用できる人づくり支援を推進することなどが考えられます。

そこで、知事にお伺いします。

今後、国が生産性革命を掲げる中、本県産業の生産性向上支援についてどのようにお考えか、御所見をお伺いいたします。

次に、幼児教育の無償化を契機とした本県の少子化対策の推進についてお伺いします。

安倍総理は、さきに述べた所信表明演説で人づくり革命の断行も表明しています。演説の中で総理は、幼児教育の無償化を一気に進めます。二〇二〇年度までに三歳から五歳まで全ての子供たちの幼稚園や保育園の費用を無償化します。ゼロ歳から二歳児も所得の低い世帯では無償化しますと具体的な方針に言及。再来年十月に引き上げが予定される消費税の使い道を、子育て世代、子供たちに大胆に投資するとし、教育負担の軽減が一気に進むこととなります。

本県は、三人以上子供を持ちたいと願う人の割合が全国より一〇ポイント以上高いという特徴がありますが、理想の子供数を持っていないのが現状です。県民意識調査によると、その理由は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が一番多くなっています。国による幼児教育の無償化は、理想の子供数の実現に直接的な効果をもたらし、少子化対策の大きな転換となります。地方自治体は、これを契機に今後の少子化対策を見直し、子育ての経済的負担が軽減されることを前提としたさらなる切れ目のない子育て支援策を推進する必要があります。

さて、本県には平成二十七年年度から三十一年度までの五年間を計画期間とする第三次岐阜県少子化対策基本計画があります。本年度はその折り返し年度となり、来年度に意識調査を行い、再来年度には調査結果を受けた計画見直しの議論が始まると伺っています。

また、本計画が終了する平成三十一年度には、十月に消費税が引き上げられ、幼児教育の無償化が本格実施する時期となります。したがって、計画の見直しに当たっては、国による幼児教育の無償化を踏まえた上で、本県が進めるべき少子化対策の方向性について議論する必要があるのではないのでしょうか。

例えば、保護者の保育料等の自己負担が不要となることで、その分の使い道にどのようなニーズが生まれるのか調査も必要です。使い道として子供服や学用品などの購入に充てるとなれば、子育て家庭を応援する取り組みとしてぎふっこカードの新規参加店舗をさらに拡大すれば、経済効果も生まれます。また、子育てしやすい居住環境の確保を応援する取り組みとなれば、効果的な家賃補助や利子補給の拡充、また無償化により保育のニーズが急増することによる保育施設や保育士等の確保の強化も考えられます。そのほかにも、育児への不安解消をサポートする体制強化として、例えば全国展開を進めている子育て世代包括支援センター——日本版

ネウボラ——設置にかかわる市町村への支援や働きながら子育てできる環境の整備など、理想の子供数が実現可能な子育て支援策の強化も必要です。

そこで知事に、幼児教育の無償化を契機とした本県の少子化対策の推進についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

ここで第一回目の質問を終わります。

○議長（村下貴夫君） 知事 古田 肇君。

〔知事 古田 肇君登壇〕

○知事（古田 肇君） おはようございます。

二点御質問がございました。

まず、本県産業における生産性向上支援についてでございます。

県内企業の人手不足が深刻化している中で、県では人材確保対策を喫緊の課題として政策を展開しておりますが、同時に企業が生産性向上に向けた取り組みを進めていく必要があるというふうに考えております。

こうしたことから、ことし三月に改訂しました岐阜県成長・雇用戦略二〇一七では、直面する新たな課題への対応として、産業人材の確保対策とともに第四次産業革命の推進を重要プロジェクトに掲げ、ＩＯＴ等を活用した企業が生産性向上支援に重点的に取り組んでおります。

これに関しては、現在、県内の産業支援機関、業界団体等から成る岐阜県ＩＴものづくり推進ラボを中心として、ＩＯＴ、ビッグデータ、ＡＩなどをテーマとしたセミナーの開催、ＩＯＴ導入を支援する専門家の育成・派遣、ＩＯＴ等の設備導入に関する補助金や低利率での設備融資など、企業の取り組み段階に応じた支援

策を展開しているところでございます。

来年度に向けては、さらにIoT活用事例の創出と県内への普及を加速させるべく、企業、団体、大学など産学官から成る岐阜県IoTコンソーシアム——仮称でございますが——の立ち上げに向け、現在関係者と議論を進めているところでございます。

具体的には、ソフトピアジャパンを事務局に参加企業を募り、先進事例調査や勉強会等を実施するほか、特定の技術やテーマごとにワーキンググループを設けて研究・実証プロジェクトに取り組み、IoTの導入・活用を推進するとともに、その成果を県内企業へ広く展開していきたいと考えております。

また、生産性向上には、御指摘のとおり、一人一人の稼働力を上げていくことも大変重要であり、専門的な技術や新しい発想を習得し、効率的に働くことができる人材の育成支援を積極的に行っていきたいと考えております。

このため、昨年二十周年を迎えたソフトピアジャパンとIAMS——情報科学芸術大学院大学——では、ITあるいは教育・研究というそれぞれの蓄積を県内企業の人づくりに生かし、社会人向けのリカレント教育——学び直し——にも重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

そこですで、ソフトピアジャパンではIoTを活用した企業のカイゼン支援を掲げ、従来のIT研修に加え、ビッグデータやAIなどIoTの導入・活用に特化した高度人材の育成により、県内企業の競争力向上、業務の効率化を図ってまいります。

また、IAMSでは県内企業のイノベーション支援を掲げ、これまで進めてきた新製品・サービスの開発手法や思考方法を県内企業が速やかに修得できるよう、一年で修士課程の修学が可能な社会人短期在学コース

の設置を進めてまいりたいと考えております。

こうしたソフトピアジャパンやIAMSでの取り組みに加え、県内中小企業からの要望の強い各業界固有のニーズに対応した人材育成研修などの充実も図ってまいりたいと思っております。

また、商品のこん包などを担える軽作業用産業ロボットが中小企業において導入可能な段階に至っております。これをいち早く取り入れるために必要な研修を成長産業人材育成センターで実施することも検討しております。

次に、幼児教育の無償化を契機とした少子化対策の推進についてということでございます。

子育てや教育に係る費用は、御指摘にもありましたように、子育て世代への大きな負担となり、我が国の少子化の一因となっております。こうしたことから、幼児教育の無償化は少子化問題を克服するための重要な方策の一つであるというふうに考えております。

議員からお話がありました、国においては、この幼児教育の無償化を含めた人づくり革命のための政策パッケージがあすにも閣議決定をされるということでございます。

この無償化に当たりましては、都市部にいまだ多く存在している待機児童の解消が先ではないかと、保育需要が増し、保育所・保育士がさらに不足するのではないかと、やむを得ず認可外保育所に預けている家庭にも配慮すべきではないかといったもろもろの懸念の声も聞かれておりますが、こうした点も含めて政府部内で検討が進められているというふうに承知しております。

その結果、これまで得た情報によりますと、保育の量の確保としては、政策パッケージの中に保育所の前倒しの整備や保育士に対する月三千円程度の賃金引き上げなど一定の対策が盛り込まれる一方、認可外保育所の

無償化の対象範囲をどうするかについては結論が出ず、来年夏に先送りをされるというふうに聞いております。政府におかれましては、地方公共団体や幼児教育の現場の声を十分に聞きながら、無償化に関連する現実のさまざまな課題について、引き続ききめ細かく対策を講ずるとともに、先送りされた課題につきましても丁寧に検討いただきたいというふうに考えているところでございます。

本県といたしましても、無償化によって生ずる影響への対応や、無償化を契機としたより一層の少子化対策を推進していく必要があるというふうに考えております。

まず保育の量の確保につきましては、本県ではこれまでの徹底した取り組みにより待機児童はほぼ解消しておりますが、無償化による需要増を見込み、必要に応じて保育所を整備するとともに、現段階でも確保が困難な保育士については、無償化も見据えて、来年度から保育士・保育所支援センターの職員を増員し、潜在保育士の掘り起こしや保育所と保育士のマッチングを行う体制を強化してまいりたいと思っております。

また、保育所を利用する子供の増加に伴い、就学してから放課後児童クラブを利用する子供も増加することが想定されます。現在でも市町村によっては、クラブの実施場所の確保が困難であるなどの理由により、放課後児童クラブの待機児童が発生しております。その解消はもちろん、利用者の増加を見据えた対策についても今から検討していく必要があると思っております。

さらには、より育てやすい環境を整えるため、利用者ニーズに応じた保育の質の向上にも努めていく必要がございます。現在、対応がおくれている市町村を中心に、病児保育の体制を整えるほか、発達障がい児等配慮を要する児童に対応するための保育士の配置をさらに充実していきたいと考えております。

このほか、議員御指摘の、現在県内五つの市町にとどまっている子育て世代包括支援センター、いわゆる日

本版ネウボラの積極的設置や、仕事と子育ての両立を実践する岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の一層の拡大とその取り組みの充実などを進めてまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、県では平成三十二年度からの次期少子化対策基本計画の策定作業を来年度から進めてまいります。策定に当たりましては、ただいま申し上げましたような無償化に伴って必要となる少子化対策に加え、さまざまなサービスの実施主体である市町村や各地域で子育てにかかわる皆様など現場の声を十分に反映したきめ細かな少子化対策を盛り込み、実効性のある計画としてまいりたいと思います。

○議長（村下貴夫君） 十一番 水野吉近君。

〔十一番 水野吉近君登壇〕

○十一番（水野吉近君） 次に、住宅セーフティネット制度への取り組みについてお伺いします。

新たな住宅セーフティネット制度とは、民間賃貸住宅への入居が断られやすい高齢者や低所得者の居住を支援する公的な制度で、本年四月に成立した改正住宅セーフティネット法に基づき、本年十月二十五日からスタートとなりました。

制度創設の背景には、六十五歳以上の単身世帯が二〇一五年からの十年間で全国で約百万世帯ふえ、七百一萬世帯となる見込みであること。若年層の年収がピーク時の四百七十四万円から四百十六万円と一割減となり、子育て世帯にとって快適な住宅確保に課題があること。単身高齢者や低所得者は、孤独死や家賃滞納への懸念により、大家さんから入居を断られるケースが少なくないこと。全国の空き家は二十年前の約一・八倍と急増していることなどです。

制度の概要について説明します。お手元に配付した資料一をごらんください。



この制度には三つのポイントがあります。

一つは、月収十五・八万円以下の低所得者や高齢者など法律で定める住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を行うことです。登録は、大家さんの申請に基づいて県が審査し、行います。登録の条件は、高齢者等の入居を拒否しないことのほかに、一定規模以上の床面積や耐震性を有すること等です。登録された住宅は、国の専用ホームページで入居希望者に情報公開されます。

二つ目は、登録住宅の改修や、入居に係る家賃や、家賃債務保証料への経済的支援です。具体的には、月収十五・八万円以下の低所得者が入居する場合、家賃を月額最大四万円まで補助。また、家賃契約時に連帯保証を請け負う会社に支払う保証料を最大六万円まで助成。また、登録住宅の改修に当たり、耐震改修やバリアフリー化等の工事を行う場合、持ち主に対し、一戸当たり最大二百万円が補助されます。

三つ目は、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援です。この制度はこれが特徴的で、入居希望者、大家さん双方と連携し、入居を支援する体制となっています。具体的には、不動産関係団体や居住支援団体、地方公共団体の住宅部局、福祉部局から成る居住支援協議会を地方自治体に設置し、意見や情報交換を行い、円滑な入居の促進等を図ることができます。

居住支援団体の中に居住支援法人というものがありますが、配付資料二枚目にあるとおり、登録住宅入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守りなどの生活支援を行う法人を居住支援法人として県が指定することができます。居住支援法人は、入居者への支援活動を行うNPO法人や社会福祉法人などに県がお墨つきを与えるものです。先進的な事例では、居住支援法人に指定された社会福祉法人が登録住宅に入居した高齢者を定期的に見守り訪問し、体調や生活上の困り事がないかを確認。入居者の安心はもちろん、

登録住宅の大家さんにとつても、こうした生活支援サービスがあることに安心をし、新たな空き室を登録住宅に申請するなどの好循環が生まれています。これを居住支援協議会で情報交換することにより、ネットワークが広がり、新たな登録住宅や入居者が広がっているとのことです。

さて、この制度において実質的に県がまず取り組むべきは、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定です。この計画を県が定めることにより、入居対象となる住宅確保要配慮者の範囲を県独自に追加できます。

具体的には、法律の規定では対象者は月収十五・八万円以下の低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子供養育者となっておりますが、県独自に低所得者の月収要件を緩和したり、失業者や新婚世帯などを県の裁量で追加できます。また、登録住宅には床面積や耐震性などの登録基準が定められていますが、県独自に耐震性を除く基準の一部を強化・緩和できます。

このように、県がどのような住宅供給促進計画を策定するかによって、公営住宅や民間賃貸住宅における空き家・空き室の有効活用を促し、高齢者や子育て世帯が望む住宅の確保を支援することができます。さらには、この制度の活用により、地域包括ケアシステムにおける住まいの提供支援も促進されます。

そこで、この新たな住宅セーフティネット制度の活用についてどのような方針で臨むのか、知事にお伺いいたします。

また、さきに述べたとおり、この制度の特徴は、県が居住支援法人を指定し、国の補助事業を活用しつつ、入居者等の居住支援活動を推進するところにあります。これには市町村の福祉部局との連携が重要になります。そこで、県として制度を活用した居住支援活動を推進するため、市町村との連携にどのように取り組

むのか、都市建築部長にお伺いします。

次に、本県のアレルギー疾患対策の課題と今後の施策についてお伺いします。

アレルギー疾患対策について、私は昨年六月の第三回定例会で取り上げ、健康福祉部長から国の基本方針を踏まえて県の推進基本計画を策定する旨の御答弁をいただきました。

アレルギー疾患には、アレルギー疾患対策基本法において、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーの六つが規定されています。

本年三月には、法に基づき、国から基本指針が発表され、県では今年度から有識者等で構成される対策推進協議会で議論を重ね、先ほどアレルギー疾患対策の推進基本計画が平成三十年度から三十五年度を期間とする第七期岐阜県保健医療計画の中に盛り込まれたところでです。

国の基本指針では、全国どこでも適切な治療を受けられるように、国や都道府県にアレルギー疾患医療拠点病院を整備し、かかりつけ医と連携する医療提供体制を整備することを柱に据えています。また、専門医や医療従事者の育成、根治療法に向けた研究・開発の充実や教職員などへの研修、専用サイトによる適切な情報提供などが盛り込まれています。

これを踏まえ、県では、本年八月に県内の医療機関に対し、アレルギー疾患に関するアンケートを実施。得られた延べ三百五十件の回答も参考に、計画が策定されています。

計画の中身を見てみると、アレルギー疾患を取り巻く県内の状況やこれまでの県の取り組みを踏まえた上で、目指すべき方向性と課題、目標設定、今後の施策が記載されています。

具体的には、県内で主に治療されている疾患はアレルギー性鼻炎が最も多く、次いで気管支ぜんそく、アレ

ルギー性結膜炎、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーの順となっており、患者が生活の中で困っていることでは、「集中力の低下」が最も多く、「なかなか治らず不安になる」「食品の制限」などとなっています。

目指すべき方向性として、二〇二五年三月までに、居住地域にかかわらず、ひとしくその状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができる医療提供体制の整備、重症化を予防し、療養生活の質の向上の推進の二点。これを実現するための課題として、地域間格差の解消や医療人材の育成、相談窓口の整備など九点。目標として、県民のアレルギー疾患治療に関する満足度の増加を掲げ、さき上げた九つの課題解決のための施策を具体的に挙げています。

また、目指すべき医療提供体制の体系図が、配付資料の三枚目に示させていただいております。

私は、対策の推進に当たり、まずは本県のアレルギー疾患医療拠点病院を早期に選定すること、そしてアレルギー専門医を着実に育成することが重要であると思います。

国からは、本年七月に医療提供体制のあり方について、その考え方が示され、県の拠点病院の選定に当たっては、アレルギー疾患の診療経験が豊富な小児科、耳鼻咽喉科、内科、眼科、皮膚科領域の専門的な知識と技能を有する医師が常駐していることなどの要件が示されています。

食物アレルギーなど、アレルギー疾患に対する必要な情報が得られず、どう対処すればよいかわからないため、苦しんでいる県民は少なくありません。県の拠点病院の選定を早急に進めて、医療提供体制を構築し、患者や家族をサポートすることは、現場で強く求められています。

国においても、来年度予算で、都道府県拠点病院で治療に当たる医師の育成などを支援する事業や、複数

の都道府県で拠点病院のモデル事業を実施するなどの支援を検討しております。

そこで、本県のアレルギー疾患医療拠点病院の整備にどのように取り組むのか、また県内のアレルギー疾患に携わる医療関係者の育成にどのように取り組むのか、現在の状況を踏まえ、健康福祉部長にお伺いをします。最後に、医療的ケアが必要な児童・生徒の通学支援についてお伺いします。

ことしの十一月に私は重症心身障がい医療的ケアが必要な中学三年生の生徒のお母さんと懇談をし、要望をいただく機会を得ました。この生徒は人工呼吸器と胃瘻が必要で、通学する特別支援学校では常駐する看護師さんの医療的ケアを受けて学校生活を送っています。お母さんからは、「来年の春からは別の特別支援学校の高等部に入学をします。今まで私が毎日学校に送迎していましたが、年に数回でよいのでバス等で通学ができるようにしていただきたい」とのことでした。

医療的ケアが必要な子供は、看護師が同乗しない限り通学バス等は利用できないため、保護者の送迎が原則となっています。この方の場合、ほかに二人お子さんがいて、お母さんの体調が悪かったり、兄弟の学校行事と重なる場合、この生徒は特別支援学校を欠席せざるを得ないとのこと。新聞に滋賀県では年に十回まで通学支援をしている記事が掲載されていたので、岐阜県でも実施してほしいとの要望でした。

早速、滋賀県ではどのような取り組みをしているのか調査をしました。これは同県甲賀市の事例ですが、通学支援の方法は市で行っている障がい者福祉サービスの移動支援事業を活用し、同市が委託する市内二カ所の社会福祉法人から車両とドライバーを確保、同乗の看護師は県が委託する市内二カ所の訪問看護ステーションから手配して実施しているとのことでした。実はこの事業は甲賀市が独自に行っているのではなく、滋賀県の医療的ケア児童生徒通学支援実証研究に甲賀市が参加するという方法をとっています。

滋賀県は、平成二十五年に教育、医療、福祉分野の担当者で構成する研究会議を設置し、医療的ケアが必要な児童・生徒の安全・安心な通学支援をするための課題を整理。その対応策を実証研究するという考え方で、県が単年度ごとに予算をつけて実施をしています。

滋賀県の研究会議では、保護者の送迎負担の軽減のためにはどのような課題があるかを整理しています。それによると、まず通学時に同乗する看護師の確保については、学校常駐の看護師ではなく、訪問看護ステーション等外部の看護師と契約し、依頼するのが現実的。送迎車両の確保については、通学バスは安全面から利用できず、介護タクシーは保護者の費用負担が大きいため、障がい者福祉サービスの移動支援事業を委託されている事業者が保有する移送用車両の利用が現実的。安全面の確保では、体調が急変した場合の主治医や、保護者からの指示や、通学途上の医療機関との連携が重要であること。費用負担の軽減を図るには、さきの移動支援事業の利用が考えられるが、実施主体である市町村の判断が必要になること等、大まかに四つの課題があるとのことだ。

医療的ケアを必要とする児童・生徒は、一人一人障がいの程度やケアの内容、家庭状況がさまざまであり、一つの手だてによって全ての保護者に対して負担が軽減できるわけではありませんが、こうした保護者の声に応えていくためにも、特別支援学校の設置者である県教育委員会が本県において可能な方法は何か、そのための課題は何かを、健康福祉部、医療・福祉関係者と連携し、検討及び研究する体制をつくっていただきたいと思えます。

そこで、医療的ケアを必要とする児童・生徒への通学支援に対する現状認識と今後の取り組みについてどのようにお考えか、教育長にお伺いします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○議長(村下貴夫君) 知事 古田 肇君。

(知事 古田 肇君登壇)

○知事(古田 肇君) 新たな住宅セーフティネット制度の活用方針についてのお尋ねでございました。

今回創設されました制度は、大都市圏におきまして公営住宅が不足し、希望者が入居できない状況にあること、全国的に民間の空き家や空き室が増加傾向にあり、その活用が課題となっていることから、低額所得者、高齢者、障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する方々に対して民間賃貸住宅の供給の促進を図ろうという趣旨でございます。このため、御指摘のありましたとおり、入居者と貸し主の双方を支援する包括的な制度となっております。

本県では、現在、県営住宅と市町村営住宅を合わせて約二千五百戸の空き室がございます。今後も引き続き公営住宅を幅広く提供してまいります。さまざまな理由で住宅に困窮する方々にとつて選択肢がふえるということから、新しい住宅セーフティネット制度の活用も図ってまいりたいと思っております。

この新制度は、既に十月からスタートしております。民間賃貸住宅の登録について、本県では早速三件の申請に対しまして、その面積、家賃等が改正住宅セーフティネット法に基づく基準に適合していることを審査した上で、十一月二十九日に全国で初めての登録をさせていただいたところでございます。

この制度では、議員御指摘のとおり、都道府県が策定する賃貸住宅供給促進計画において、その地域独自の柔軟な対応が可能とされております。今後、本県における課題やニーズ等をしっかりと把握した上で、県計画

を来年夏をめどに策定してまいりたいと思います。その際には、例えば新婚世帯や県外からの移住者など対象の拡大を検討するとともに、民間の空き家・空き室の利活用を積極的に促進してまいります。

このように、公営住宅に加えて今回の新たな制度を活用することで、重層的に住宅セーフティネット機能の強化を図り、人口減少、少子化などの政策課題への対応に努めてまいります。

○議長（村下貴夫君） 都市建築部長 酒向仁恒君。

〔都市建築部長 酒向仁恒君登壇〕

○都市建築部長（酒向仁恒君） 新たな住宅セーフティネット制度を活用した居住支援活動推進のための市町村との連携について、お答えします。

本県では、誰もが安心して暮らせる住まいの安定的な確保を目的として、平成二十四年度に県と不動産関係団体から成る居住支援協議会を設置し、低所得者や高齢者など住宅に困窮しておられる方に対し、民間賃貸住宅の情報提供を行ってまいりました。

こうした方々が安心して生活できる住まいの確保には、入居時において福祉サービスなど居住支援に関する情報提供が重要であることから、新制度の開始に合わせて新たに福祉関係六団体及び参画を希望する十六市町村に加入いただき、体制強化を図ったところです。

一方で、住民により身近な市町村においても支援体制を整備しておくことが有効であることから、地域の実情に合わせた市町村計画の策定や、官民の住宅及び福祉関係者による協議会が設置されるよう働きかけてまいります。

今後は、市町村、居住支援団体、不動産関係団体などとの連携を一層強化し、新制度の円滑な運用に努めて



まいります。

○議長（村下貴夫君） 健康福祉部長 森岡久尚君。

〔健康福祉部長 森岡久尚君登壇〕

○健康福祉部長（森岡久尚君） アレルギー疾患対策の推進について、二点御質問をいただきました。

まず、アレルギー疾患医療拠点病院の整備についてお答えいたします。

県民の約四割がアレルギー疾患を有しているという調査結果もあり、県民にとってアレルギー疾患は重要な健康課題であることから、アレルギー疾患を有する方が県内どこでも適切な治療を受けることができる医療提供体制の整備が求められております。

このため、県は高度な医療の提供に加えて、患者や家族に対する適切な情報提供、医療人材の育成、県全体の診療ネットワークの構築を図るため、アレルギー疾患医療拠点病院を選定することとし、現在その要件を検討しているところです。

具体的には、国の考え方も参考に、議員から御指摘のありました関係する五つの診療科にアレルギー疾患の高度な専門的知識を有する医師が常勤していることのほか、患者や家族への講習会や医療従事者向けの研修会が開催できることなどを検討しています。

今後、関係団体、有識者等で構成する県アレルギー疾患対策推進協議会において選定要件の議論を進め、来年度早期に拠点病院を選定することにより、当該拠点病院を中心としたネットワークの構築を推進してまいります。

次に、アレルギー疾患に携わる医療関係者の育成についてお答えいたします。

アレルギー疾患を有する方の重症化を予防し、療養生活の質の向上を推進するためには、治療や療養生活での困り事について適切に対応できる医療人材の育成が不可欠であると考えております。

本年八月に実施しましたアレルギー疾患を診療している医療機関等に対する調査では、治療や療養生活に関する最新の専門的情報を得たい、専門医が少ないといった意見がございました。

今後は、この調査結果を踏まえ、アレルギーに関する最新の専門的知識を身につけていただくため、県医師会による医師向け研修会に加えて、新たに拠点病院による薬剤師、看護師、栄養士等のさまざまな専門職種を対象とした研修会の開催を検討してまいります。

また、拠点病院と連携して専門医の育成のあり方を検討することなどにより、アレルギー疾患を有する方が安心して生活できる環境づくりを推進してまいります。

○議長（村下貴夫君） 教育長 松川禮子君。

〔教育長 松川禮子君登壇〕

○教育長（松川禮子君） 医療的ケアを必要とする児童・生徒への通学支援に対する現状認識と今後の取り組みについて、お答えします。

現在、特別支援学校には日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒が九十五名在籍しておりますが、これらの児童・生徒については、乗車中の安全を確実に保障できないことから、スクールバスの利用でなく、保護者の自家用車等での送迎により通学しております。

県教育委員会といたしましても、議員御指摘のとおり、保護者の毎日の送迎に係る負担は大変大きなものと認識しております。そのため、医療的ケアの必要があっても乗車時に支障がないと主治医が判断する場合には、

まずは校外学習時での乗車を認めることから試行的に実施し、その結果を踏まえながら通学時における乗車についても検討してまいります。

また、保護者が送迎できないときへの支援策については、関係部局等と研究会を立ち上げて、他県の例も参考にしつつ検討してまいりたいと考えております。

○議長（村下貴夫君） 三十一番 松村多美夫君。

（三十一番 松村多美夫君登壇）（拍手）

○三十一番（松村多美夫君） ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回は大きく分けて三点の問題について質問をさせていただきます。

早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、おか砂利採取の諸問題について、二点お伺いをいたします。

最近、本県市内の特定の地域で農地の一時転用によるおか砂利採取が急増しており、現在認可中の現場は六カ所にも上っております。

私は、平成十八年と平成二十年の二回、このおか砂利採取の問題について質問をさせていただきました。その当時は法令を無視したおか砂利採取が行われていて、本県市内の不適正事案について、県の考え方やその対応方針などについて質問をいたしました。その後、市内でのおか砂利採取も減少し、数年前までは全くない状況でありましたが、平成二十六年のころから一気に件数がふえまして、現在の認可申請の状況から今後もふえ続けることが懸念をされております。

おか砂利採取を行うためには、農地法の一時転用許可と砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請が必要と

なりません。

また、砂利採取には、ほかに河川区域で行われる川砂利採取や、また民家や学校などの公共施設から比較的離れた場所で行われる山砂利採取がありますが、おか砂利採取は生活圏に近い場所で実施されることが多いために、地域住民とのトラブルが起こりやすく、大きな問題になってまいります。

また、過去には、建設残土に混入し、産業廃棄物を埋め戻したり、一時問題になったフェロシルトの不法投棄事案があり、現在でも市内にはおか砂利採取跡地が農地に復元をされず、残土が山積みになった現場もあり、地域住民の中にはこのおか砂利採取に対する不安や不信感を持っておられる方が多くお見えになります。現在のように現場が多くなればなるほど、搬出入のためのダンプの往来が激しくなり、騒音や交通事故などの対策の必要性を感じております。そのため、おか砂利採取に当たっては、誠意を持って適切に災害防止対策を講じていただく必要があります。

しかし、おか砂利採取現場にはそれぞれ個別事情もあり、災害防止対策といっても一律に同様の措置を行えばいいというものではありません。地域ごとに住民の意見を丁寧にお聞きし、細やかな対応が不可欠ではないかと考えます。

また、おか砂利採取の現場の中には、児童・生徒の通学路に面し、作業時間も通学時間帯と重なるところもございます。特におか砂利採取現場の出入り口付近における児童・生徒との交通事故は絶対にあってはならず、事業者に対して厳重な事故防止対策を講じていただく必要がございます。

現在、本県市ではおか砂利採取に関して禁止区域というものを設けておりまして、例えば住宅の周辺から五十メートルぐらいの区域、また公共施設のところからは百メートル以内の区域、また上水道・簡易水道の水源

地からは五百メートル以内の区域は採取禁止区域となるなど、独自の厳しい指導要綱を定めております。しかし、認可の権限は県にあるため、市の指導要綱に抵触をしても、県の基準で結局のところ認可されてしまうというのが現状でございます。

また、農地の一時転用についても同様であり、市の農業委員から、農地法の基準に照らせばおおむね許可要件を満たしていると思われるが、地下水への影響が懸念されることや、また市の砂利採取指導要綱上の禁止区域に該当し、付近住民に対する説明会も開催をされておらず、確認書すら得ていないことから、許可相当とすることが適当とは言えないため、慎重に取り扱われたいという意見書を県に提出しても、県の基準に照らして最終的には許可をされてしまいます。迷惑をこうむるのは市でありますから、市の指導要綱や農業委員会の意見をもっと尊重してもらいたいと考えており、まことに遺憾であると思っております。

もつと地域の実情を踏まえた指導を行っていただきたいと考えますし、今回のように複数のおか砂利採取が同時に行われるような場合は、より慎重な審査が必要ではないかと考えます。もちろん砂利採取や農地転用には法律上の基準があり、県全体に適用する要領のあり方について理解をする部分もございしますが、今回のようなおか砂利採取の現状を見たとき、想定される限度を超えているものであると考えております。

現在、市民の不安を払拭するために、市の職員が毎日多くの現場を見回り、監視体制をとって調査をさせていただいておりますが、現場の急増に伴い、その対応も限界にきているというふうにお聞きをいたしております。過去の不適正な事案を受け、県としても埋め戻し時の検査体制を強化するなど一定の対応をいただいていることは評価をいたしますが、しかし、今回のようなおか砂利採取現場が過度に集中し、限界を超えているような地域については、市の意見をお聞きし、市と連携をとりながら、別途、通常の検査体制とは異なる対応が

必要になるのではないかと考えます。

そこで、商工労働部長に二点お伺いをいたします。

一点目として、おか砂利採取現場においては、市町村、地域住民の意見を踏まえながら、災害の未然防止を図るため、各地域の実情に応じた災害防止対策措置を講じていただく必要があると考えますが、この点についてのどのように指導されておるのか、お伺いをいたします。

また二点目として、今回のようにおか砂利採取が過度に集中する地域においては、市と連携した検査体制を強化すべきであると考えますが、今後どのように対応されるのか、お伺いをいたします。

続きまして、冠山峠道路完成を見据えた西美濃夢源回廊の観光振興と道路整備について、二点お伺いをいたします。

西美濃夢源回廊は、岐阜県の西美濃地方に位置する揖斐郡三町と本巢市、また神戸町、大垣市が連携をして、すぐれた地域資源を掘り起こし、地域の夢の源となる新たな観光ルートを確立し、観光振興を初め、地域の活性化に協働で取り組んでいく事業でございます。当然、西美濃夢源回廊の観光振興に当たっては道路などの基盤整備が不可欠であり、周辺地域から西美濃地方へのアクセス道路の整備も含まれております。

平成二十年に徳山ダムが完成をし、国道四百十七号は格段に整備が進み、以前より西美濃夢源回廊の効果が発揮しやすくなっております。

最近の報道では、ことしの七月に冠山峠道路の一号トンネルが貫通をし、来年三月には本体工事が完了すると聞いております。この冠山峠道路は、揖斐川町と福井県の今立郡池田町を結ぶ国道四百十七号で、国の直轄事業として進められ、延長七・八キロメートルを二本のトンネルで貫通をするというものであります。

冠山峠道路が完成をすれば、冬季通行どめ区間十九・六キロメートルが整備をされ、安定した通行の確保が可能となり、福井県側からも岐阜県へアクセスが容易になり、広域観光にも大いに寄与するものと確信をいたしております。岐阜県のほか、中部圏の自治体も、北陸新幹線が敦賀まで延伸・開業する平成三十四年度に合わせ供用開始ができるように、今現在、国に強く要望をされておられます。

この道路の開通で福井県と西美濃地域とが結ばれることになり、福井県側から、徳山ダムを初め、樹齢千五百年の淡墨桜、根尾谷の地震断層観察館、能郷の能狂言、真桑文楽、樽見鉄道への誘客、日本一の富有柿、谷汲山華厳寺、池田山の散策、奥の細道むすびの地記念館など、西美濃夢源回廊の観光資源へのアクセスが格段に向上し、北陸から福井県を経由した新たな周遊ルートとなることが期待をされております。

また、アクセス道路の整備と同時に、交流人口をふやすには、魅力ある地域づくりを進める必要があります。各観光資源の魅力向上と滞在時間、観光消費額の向上とあわせて、一つの点である観光資源を道路でつなぎ、線とし、線と線をつないで面とすることで、魅力的な周遊観光ルートの確立が必要になってまいります。

折しも現在、西美濃夢源回廊協議会では新たな試みとして、西美濃エリアを自転車で楽しんでいただけ西美濃サイクルツーリズムの普及事業に国・県の支援を受けて数年前から取り組んでいただけであります。例えば、ねお・いびがわチャレンジルートは、道の駅「織部の里もとす」を起点に約八十五キロメートルを自転車で走るコースであります。ここは馬坂峠越えの大変厳しいルートであります。また、春先にソフトピアジャパンを起点に回るお花見ルート二十・ニキロメートルは、初心者コースとしてお勧めとのことでございます。

そのほかにも二ルートが設けてあり、どのルートも西美濃地方の魅力の発見に役立っております。こうした取り組みは、来るべき冠山峠道路開通時の誘客拡大にもつながるものであり、今後なお一層の取り組みを進めて

もらいたいと考えております。

そこで、一点目として観光国際局長にお伺いをいたしますが、県として平成三十四年に北陸新幹線敦賀延伸と冠山峠道路開通を見据え、福井県側からの観光誘客拡大に向け、今から準備が必要ではないかと考えますが、西美濃夢源回廊への観光誘客拡大に向けて、サイクルツーリズムなども含めた観光振興に今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

続きまして二点目として、西美濃夢源回廊の観光ルートである国道四百十七号と国道百五十七号を結ぶ一般県道藤橋根尾線の整備促進について、県土整備部長にお伺いをいたします。

先ほども西美濃地域には多くの観光資源があることをお伝えいたしました。私の地元には、観光資源に加え、さらに多くの人が集まる大型ショッピングモール、モレラ岐阜がございます。その施設の利用客は年間一千万人と言われて、県内外から多くの人が訪れる人気の集客施設となっております。私も時間があるときは、地元の観光地だけではなくて、こうした大型ショッピングモールにも訪れておりますが、駐車場には北陸のナンバーが多く、恐らくこれらの方々には北陸自動車道から名神高速道路を通ったり、また国道三百三号線を利用し、岐阜県に入ってきているのではないかなあと思っております。今後、東海環状自動車道の西回りルートの整備もされ、さらなる観光誘客や県外からのアクセスが飛躍的に向上していく中で、渋滞や迂回路なども検討していく必要があるのではないかと考えております。

そういった中、一般県道藤橋根尾線は、揖斐川町徳山地区の国道四百十七号を起点とし、そして本巢市根尾地区の国道百五十七号に至る道路であり、西濃北部地域と岐阜北部地域を結び、両国道間を結ぶ重要な役割を担ってまいります。さらに、中部地方の地図を開いて見ますと、北陸地方は、特に福井県南部にお住まい



の方から見れば、国道四百十七号を南下し、岐阜県に入っていくほうが、北陸自動車道を利用するよりもはるかに距離・時間の短縮となつてまいります。また、国が進めている本県と福井県を結ぶ国道四百十七号の冠山トンネルの開通もあることから、近い将来、この国道を利用する人も多くなるのではないかと考えます。

この冠山トンネルを通り、国道四百十七号を南下し、揖斐川町に入り、西濃地域へ観光するという観点からいえば、問題はないかもしれませんが、さらなる観光誘客を目指すには、西濃地域だけにとらわれず、岐阜圏域などといった広域観光も視野に入れておく必要があると思います。そのために必要な道路が、この藤橋根尾線であると考えております。

この道路を利用すれば、福井県側から本県に入った観光客が西美濃夢源回廊を周遊することができ、西美濃地域のすばらしさを満喫できるのではないかと考えます。しかしながら、この県道は大雨の降ったときや冬季は路線の大部分が通行どめになっている状況であり、現在も通行どめになっておりますが、幅員も狭小で蛇行している上に、山腹、路肩の崩壊や落石も頻発するなど、極めて危険な状況となっております。特に同路線にある馬坂隧道という長さ百七十七メートルのトンネルは、トンネルの強度が足りないということから県で補強を行った結果、トンネルの高さが低くなり、また幅員も狭くなり、観光バスなどの大型車が通行不能となっております。

私は十年前の平成十九年にこの路線の概略ルートを検討をお願いし、凶面もいただいておりますが、今なお事業化されておりません。災害などによって国道四百十七号や国道百五十七号のいずれかが寸断された際には、この県道が迂回路となり、孤立集落の解消につながるのではないかと思っておりますし、またメリットもございます。せめて大型車が通行できるようにトンネル部分の改良だけでも進めていくことができれば、安全面か

らも有効な道路になるのではないかと考えております。

そこで、二点目として県土整備部長にお伺いをいたします。

西美濃夢源回廊の主要な観光ルートであり、防災の観点からもメリットのある県道藤橋根尾線の整備に向け、進捗状況と今後の方針について前向きな御答弁をお願いいたします。

最後に、主要地方道岐阜関ヶ原線の四車線化の整備推進についてお伺いをいたします。

この道路は、岐阜市を起点として、本巢郡北方町、本巢市を通り、大野町、神戸町、池田町、垂井町、関ヶ原町など二市四郡を結ぶ延長二十七キロメートルの主要地方道であります。わかりやすく言えば、岐阜市の大繩場大橋から島大橋、北方のサンブリッジを通り、池田温泉から関ヶ原へと、岐阜市の中心部から西濃地域をも真つすぐに貫く重要な幹線道路であります。平成三十一年度に完成予定の東海環状自動車道西回り（仮称）大野神戸インターチェンジへのアクセス道路でもあり、道路沿線には既に完売となった工業団地を初め、装いも新たに大型ショッピングセンターのオープンや、飲食店、小売店舗などがあり、平成三十年夏には大野町が進める道の駅「パレットピアおおの」や工業団地なども計画されていて、各市町にとって将来のまちづくりの核となる重要な路線であります。

私は過去に岐阜関ヶ原線のネックになっておりました島大橋の無料化を訴え、この壇上で四回質問をさせていただきました。特に思い出に残っておりますのは、平成二十一年九月定例会での古田知事の御答弁でした。一部を御紹介いたしますと、島大橋無料化を訴えた一般質問の中で、古田知事は、将来的な道路公社の収支や、それから債務の償還の見通しなどを総合的に勘案し、有料道路事業あるいは岐阜県道路公社のあり方そのものの根っここのところについても検討していきたいと御答弁をいただきました。根っここの部分を県でしっかりと検

討をしていただき、有料道路事業は廃止になり、平成二十四年四月より、ぎふ清流国体・清流大会を見据え、無料化されたものであります。この席をおかりしまして、古田知事の御英断に心から感謝を申し上げます。

さて、その後、無料化で交通量は増大をし、無料化直前の平成二十四年三月二十八日には一日五千二百二十七台、年間百九十一万台であったものが、わずか百円の無料化で、その年の平成二十四年十一月二十九日には一日二万一千三百三十台、年間七百八万台と、四倍にも増加をいたしました。現在の統計はわかりませんが、恐らくやもつとふえているのではないかと考えます。

そんなことから、県が進める四車線化の早期整備について、これも平成二十四年と平成二十五年の二回にわたり一般質問でお願いをいたしてまいりました。そのとき答弁に立った山本県土整備部長は、平成二十五年の質問に答え、樽見鉄道との交差点部分については、沿線の土地の利便性、将来の維持管理を含めた経済性を検討し、樽見鉄道を高架構造とするという御答弁をいただきました。その際、樽見鉄道との協議を早急に進め、東海環状自動車道西回り区間の完成に間に合うようにアクセス道路として整備を進めていくという誠意ある御答弁をいただきました。

現在、県では東海環状自動車道関連道路予算で四車線化に向けて鋭意努力をいただいておりますが、まだ一部用地が未買収の部分もあり、また樽見鉄道の仮線路切りかえ工事でも用地買収が難航しているというふうにお聞きをいたしております。これらの事情によって、工事が予定よりおくれるのではないかと危惧をいたしております。

十二月九日、あさつてには六年間閉鎖されていた地元リバーサイドモールの跡地に大型商業施設イオンタウン本巣がオープンをいたしますし、また反対側にありますLCワールドの跡地にもゲンキーやスーパー大黒屋

など大型量販店の進出が決定をされております。現在でも朝夕の交通渋滞が起きておりますので、地元からは一日も早い四車線化の完成が待ち望まれております。

そこで県土整備部長にお伺いをいたしますが、現在の岐阜関ヶ原線四車線化工事の進捗状況、問題点、完成見込みの時期などについて御答弁をお願いいたします。

以上、今回は大きく分けて三点の問題についてお伺いをいたしました。今回は地域に根差した問題を取り上げましたが、どの問題も本当に大切な問題で、地元の皆様方から強く御要望をいただいております。御清聴まことにありがとうございます。

(拍手)

○議長(村下貴夫君) 商工労働部長 井川孝明君。

(商工労働部長 井川孝明君登壇)

○商工労働部長(井川孝明君) おか砂利採取の諸問題について、二点御質問をいただきました。

まず、おか砂利採取現場におけます各地域の実情に応じた災害防止対策についてお答えします。

砂利採取の災害防止については、採取場の場所や周辺環境によりとるべき体制も異なることから、県の認可申請手続要領に基づき、土砂の流出・崩壊防止や騒音防止、運搬に伴う事故防止など、それぞれの現場条件に即した具体的な対策を講じることとしています。特に生活圏に近い場所で行われるおか砂利採取では、地域住民の不安を解消し、生活環境に及ぼす影響を少なくする必要がありますことから、事前に地域住民への周知や通学区の学校長との協議を行い、同意を得ることとしております。

一例として、児童・生徒の交通事故防止に向けては、通学路の実態や車の通行状況等を把握し、通学時間帯における作業の回避や出入り口への誘導員の配置など、個別の状況や課題を踏まえた対策を講じるよう指導しているところです。

なお、同一地域で複数のおか砂利採取が行われる場合は、計画の実現性や地域全体への影響についてより慎重に審査するとともに、地域の実情に応じた対応をさせていただくよう業者に促してまいります。

次に、おか砂利採取が過度に集中する地域における検査体制についてお答えします。

砂利採取に伴う災害の未然防止を図るには、認可時の適切な審査とともに認可後の指導・監督が重要であります。このため、おか砂利採取場については、地元市町村と連携しながら、原則月一回以上、特に埋め戻し期間中は月二回以上の定期検査を実施しているところです。

本巢市のように、おか砂利採取場が過度に集中する地域においては、災害防止対策の適切な履行に向けて指導・監督を強化する必要があると考えており、例えば通常の定期検査に加えて埋め戻し期間中や通学時間帯に重点的なパトロールを実施するなど、当該地域における検査体制を拡充してまいります。

○議長（村下貴夫君） 観光国際局長 崎浦良典君。

〔観光国際局長 崎浦良典君登壇〕

○観光国際局長（崎浦良典君） 福井県側からのアクセス向上を見据えた西美濃夢源回廊への誘客拡大についてお答えします。

将来の福井県からのアクセス向上に伴い、新たな玄関口となる西美濃地域の観光資源を磨き、広く情報発信することは重要であり、県としても、西美濃夢源回廊協議会を中心に組み込まれている広域的な観光施策につ

いて、引き続き支援していきたいと考えています。

具体的には、来年は日本最古の巡礼路とされる西国三十三所の草創千三百年の節目であり、第三十三番札所の満願霊場谷汲山華嚴寺への注目も高まることから、樽見鉄道や養老鉄道と連携した周遊商品の造成や誘客プロモーションを展開してまいります。

また、サイクルツーリズムにおいては、周遊を定番化するべく、交流イベントの拡大や、天空の茶畑、徳山ダム湖自然環境クルーズといった新たな立ち寄りスポットの磨き上げも支援してまいります。

加えて、近年は大手旅行会社による西美濃地域へのバス旅行も数多く企画されており、この流れを加速させるべく、関ヶ原古戦場や養老公園、お千代保稲荷神社など、周辺の人気スポットとも組み合わせた旅行商品の造成など、魅力的な観光地づくりを進めてまいります。

○議長（村下貴夫君） 県土整備部長 宗宮裕雄君。

〔県土整備部長 宗宮裕雄君登壇〕

○県土整備部長（宗宮裕雄君） 藤橋根尾線と岐阜関ヶ原線の整備推進の二点についてお尋ねがありました。

初めに、藤橋根尾線についてお答えします。

現在、西美濃地域においては、冠山峠道路の完成を見据えて国道四百十七号の整備を優先的に進めておりますが、この藤橋根尾線についても、観光や防災といった観点から、福井県との新たな連携と交流の基盤となる重要な路線であると考えています。しかし、藤橋根尾線は幅員が狭く、その大半の区間が雨量規制や冬季通行どめとなる脆弱な道路であり、特に馬坂トンネルは三メートルの高さ規制により大型車の通行が困難となっております。

このため、現在の日常的なパトロールや維持・修繕の実施に加えて昨年度から測量調査を開始したところであり、今後はその結果を踏まえ、用地に関する検討とともに現道を活用した大型車の通行が困難である箇所の部分的な改良など、効果的・効率的な整備手法の検討を行ってまいります。

次に、岐阜関ヶ原線の四車線化の整備推進についてお答えします。

岐阜関ヶ原線の四車線化については、岐阜市から池田町の区間、延長十八キロメートルのうち十五キロメートルで整備が完了しています。

現在、本巣市、神戸町の二区間において残る三キロメートルの工事を進めています。それぞれの区間に側道や町道交差点など一部用地が取得できていない箇所があり、引き続き地権者の方に御協力いただけるよう交渉を実施していくこととしています。

また、本巣市の区間では、樽見鉄道との交差部において鉄道を高架化することとしており、既に樽見鉄道と協定を締結し、工事を委託しています。この協定に基づき、平成三十三年度末までには仮線路の撤去も含め、鉄道工事を完了することとしており、これによりこの区間の四車線化が完了する見込みです。

引き続き地権者や樽見鉄道など関係者に協力をお願いするとともに、少しでも早く四車線として供用できるよう努めてまいります。

○議長（村下貴夫君） 二十番 野村美穂君。

〔二十番 野村美穂君登壇〕（拍手）

○二十番（野村美穂君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、大きく六点質問いたします。

初めに、持続可能な開発目標——SDGs——の理念を取り入れた持続可能な岐阜県をつくることについてお尋ねします。

第三期岐阜県森林づくり基本計画にある「百年先の森林づくり」というサブタイトルは、とてもわかりやすいメッセージが込められていると思います。そういう中で出会ったのがSDGsでした。

SDGsとは、持続可能な開発目標、サステイナブルのS、ディベロップメントのD、ゴールズのGとsをとったもので、二〇一五年九月の国連サミットで採択された行動計画を指します。加盟百九十三カ国が参加し、発展途上国だけでなく先進国も取り組む二〇一六年から二〇三〇年までの開発目標です。貧困やジェンダー、経済成長と雇用等、相互に密接した、関連した十七の目標と百六十九のターゲットが設定されています。世界全体の経済成長、社会的包摂、環境保護という三つの要素を調和させることが必要不可欠として作成され、誰もが人間らしく安全に暮らせる社会と豊かな自然環境とを両立させようというものです。

配付資料をごらんください。

私は、まずこの十七の目標を示すカラフルなアイコンに引きつけられました。十七の目標を少し紹介しますと、目標一、貧困をなくそうというのは、あらゆる場所のあらゆる貧困をなくす。目標五、ジェンダー平等を實現しようというのは、ジェンダー平等を達成し、全ての女性の、及び少女のエンパワーメントを行う。目標十四では、持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用するということを「海の豊かさを守ろう」というわかりやすい言葉で表現しています。一つ一つの目標が非常にわかりやすく、そうそうと共感でき、とても身近に感じることができます。

また、社会的包摂をあらわす「誰一人取り残さない」というメッセージには強く共感できました。世界全体



で現代社会における広範で相互に関連した課題に、十七の目標と百六十九のターゲットに取り組みようとしていることに大変驚きました。

また、こうしたユニバーサルな課題に向き合うに当たり、さまざまな主体の参画を得ることが重要であることは言うまでもありませんが、より重要なことは、私たち一人一人が主体的にその課題と向き合えるかどうかです。遠い国の問題でなく、日本国内の問題で、身近な物事と社会の出来事から、自分も世界とつながっていることを意識できることが必要です。そのためには、参画しようという自覚を促さなければなりません。その点で、SDGsの十七の目標をあらわすアイコンは、直感的に理解でき、親しみやすく、わかりやすく示されているので、県民一人一人の意識や自覚を促すのに効果的ではないかと考えます。また、これからのさまざまな計画づくりにおいて、SDGsの視点を取り入れていくことは大変参考になるのではないかと思います。

国においては、SDGs推進本部を立ち上げ、二〇一六年十二月にSDGs実施指針を決定しました。この指針では、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指すとのビジョンのもと、SDGsの十七の目標を日本で取り組むべき八つの優先分野に再構成した上で、分野ごとに具体的な施策を進めることとしています。また、地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改定にSDGsの反映を奨励するとしています。

また、お隣の滋賀県はSDGsへの参画を都道府県で初めて表明し、次期基本構想にSDGsの視点をいれ込む作業を進めています。琵琶湖の保全や、糸賀一雄氏に代表される福祉政策の歴史、近江商人の三方よしの精神や地域風土も誰一人取り残さないとうたうSDGsの精神に合致しているとして、滋賀が世界と同じ方向を歩んでいることを確認し、SDGsで一段上のレベルにステップアップし、世界へアピールする機会とした

いようです。

百年先の森林をつくることができる持続可能な岐阜県であるためには、世界の中の日本、日本の中の岐阜県としてSDGsにかかわっていくことは重要ではないかと考えます。

そこで知事にお尋ねします。

当県においてもSDGsの理念を取り入れ、長期的な視点で将来も持続可能な岐阜県をつくるための取り組みを進めるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、刑法の一部改正に伴う性暴力被害者支援について、子ども・女性局長に二点、県警本部長に一点お尋ねします。

レイプ・カルチャーとは、レイプしないよう教えられるのではなく、レイプされないよう教えられる文化を指します。レイプ、痴漢、セクハラ、公然わいせつ、性暴力は常に身近な危険として存在し、私たちは子供のころからそれを回避するように教え込まれてきました。被害に遭うと、回避できなかった落ち度を責められます。どうしてもそんな時間に、そんな格好で、そんなところにいたのだと。歩いていた場所、時間、服装、無抵抗な態度が加害者の性的欲望を引き起こしたのではないかと。その程度で騒ぐなんて大げさだと片づけられてしまうこともあります。その結果、性暴力の背景にある力関係や性の自己決定権を侵す文化については議論されないままなのです。

被害者支援は、あくまでも被害者がいるということ、いつまでたっても加害者はなくなりません。本当の意味での被害者支援は、加害者をあらゆる角度からなくすことだと考えます。誰もが性の自己決定権の重要性を認識することもその一つです。今後あらゆる角度からこの問題を取り上げていきたいと思えます。

さて、本年七月十三日から刑法の一部が改正され、性犯罪が厳しく罰せられるようになりました。百十年ぶりの改正です。やつと改正されました。でも、なぜ百十年もかかったのでしょうか。

もともと、この法律は男性だけでつくられたことや、当時は女性が政治に参画できなかつたこと、さらに女性よりも財産のほうが重要であつたこと。そういう中で、女性が政治に参画できるようになり、女性議員が少くないというものの少しずつふえてきたこと、そして被害者が声を上げられるようになってきたことによつて、闇に隠れていたこの問題が議論されるようになったことがあるのではないかと思います。

お手元の配付資料をごらんください。

改正のポイントは大きく四点。一、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等では、罪名が強制性交等罪となり、被害者の性別を限定せず、男性も被害の対象となりました。二、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設では、同居の親、親の再婚相手、児童福祉施設職員など、監護する者という影響力のある人も対象となりました。三、強盗強姦罪の構成要件の見直し等では、以前は強盗が先行した場合は無期または七年以上の懲役、強姦が先行した場合は五年以上三十年以下の懲役と差があつたものが、強盗と強姦の行為の順序を問わないこととなり、強盗・強制性交等罪と罪名が改められました。四、強姦罪等の非親告罪化では、親告罪とする規定が削除されました。

ただ、改正されたものの、まだ課題は残っています。一番罪が重いとされている強姦致死罪でも三十年で時効となるという時効が撤廃されていない。抵抗が不可能もしくは著しく困難という暴行・脅迫要件が撤廃されていない。監護者に教員、スポーツ指導者、兄弟が入らない。女性から女性への性暴力は適用外となつていません。

十一月三十日、強制わいせつ事件をめぐり、約半世紀ぶりに最高裁が判例を変えました。性的意図がなくても犯罪は成立すると断じたのです。性犯罪の被害者の立場で性的自由の侵害を考えることの大切さが社会全体で共有されてきた結果です。男性も、女性も、セクシャルマイノリティーと言われるLGBTも、性の自己決定権を侵すことも侵されることもあつてはいけないのです。

そこで、子ども・女性局長に二点お尋ねします。

一点目、刑法のうち性犯罪に関する規定が改正され、被害者として支援対象が拡大することによって、ぎふ性暴力被害者支援センターに求められる機能もふえることから、その充実や強化が必要と考えられます。今後、センターに求められる機能としてどのようなことを想定し、どのように取り組まれるのでしょうか。

二点目に、ちょうど一年前、センターの広報周知についての質問に対し、毎年中学・高校の全校生徒にリーフレットを配付、女性用品の販売コーナーで啓発物の設置といった効果的な広報を検討、実施するとの答弁でしたが、その後どのような取り組みをされたのでしょうか。その取り組みを踏まえて、今後さらにどのような広報周知をされるのでしょうか。

三点目は警察本部長にお尋ねします。

性犯罪に関する刑法の規定が改正されましたが、これに伴って、今後、性犯罪に関する捜査並びに性犯罪被害者に対する支援についてはどのような姿勢で取り組んでいかれるのか、本部長の所感をお聞かせください。

次に、福井県池田町立池田中学校の中学二年生の生徒が自殺した問題について、教育長に二点お尋ねします。他県での悲劇は岐阜県で絶対に繰り返してはいけないと、今回の事件からも、特に同じ中学二年生の娘を持つ一人の母親としても強く願います。また、子供を持つ親であれば誰もがそう願っているはずで

ことし三月十四日、福井県の池田中学校で中学二年生の男子生徒がみずからの命を絶ちました。原因は、担任や副担任から厳しい指導や執拗な叱責を繰り返され、精神的なストレスが高まったことだとされています。生徒の尊厳を傷つけるような叱責を繰り返すことは指導ではなく虐待ではないのか、それはいじめではないのかと言わざるを得ません。

今回の事案からは、さまざまな疑問があります。福井県の中でも学力が常に高く、全国トップクラスで、周辺に学習塾がなく、宿題などの学校の指導で力をつけていくのが池田中学校の伝統であるとして、ことから学力維持のための指導というプレッシャーが、担任・副担任だけでなく、校長も含めて学校全体にあったのではないかと。生徒は保護者に、保護者は学校に相談しているにもかかわらず、全校生徒五十二名、教職員十九名の小規模校で、なぜこの生徒の状況を把握できず、適切な対応ができなかったのか。担任は、この生徒に対して執拗と言われるほどの繰り返し指導が必要だと感じた時点で、なぜ学校を含めスクールカウンセラーに相談するなど活用をしなかったのかなどです。

文部科学省は十月二十日、再発防止と適切な生徒指導の徹底を求める通知を全国の教育委員会に出したとしています。それぞれの特性を十分に考慮せず、いたずらに注意や叱責を繰り返すことは、児童・生徒を精神的に追い詰めることになりかねないと指摘しています。先生の指導は、子供たちにもよくも悪くも大きな影響を与えます。

十月二十六日の新聞報道によると、文部科学省の問題行動・不登校調査では、不登校が四年連続で増加し、全国の小・中学校で計十三万四千三百九十八人に上り、その中で教員が原因の不登校は前年に比べ二百三十七人ふえて、三千六百五十三人いることがわかりました。また、岐阜県の公立小・中学校では五十三人いるとの

ことです。

ことしの三月、大垣市内の小学校で先生が原因で不登校になったお子さんの御相談がありました。新年度、その先生が異動となり、今は元気で学校に通われているようです。けれども、その先生に対して適切な指導がされていなければ、その異動先でまた同じことが繰り返される可能性があります。

指導死とは、教員の指導で子供が自殺へと追い込まれることで、教育評論家の武田さち子さんの調べによると、平成に入って未遂も含むと七十件も起きているようです。

そこで、教育長に二点お尋ねします。

まず一点目、今回の福井県の事案について、県教育委員会としての認識と教師に対する今後の指導方針をお聞かせください。

二点目は、今回の事案を踏まえたスクールカウンセラーの活用についてお聞かせください。

次に、いじめ相談窓口としてのLINEの活用についてお尋ねします。

中二の長女にLINEでいじめ相談窓口があったら利用するかどうかを尋ねたら、意に反して、「絶対に利用しない」との答えが返ってきました。最近の彼女は、部活動や友人関係など、大人からするとささいなこと で気に病んでいます。「お母さんに話すとすつきりする」と、どんな悩みも相談してもらえる存在でありたい と思つているところです。

さて、十月二十七日、新聞各紙でいじめ認知最多三十二万件と報じられました。文部科学省の問題行動調査によると、全国の小・中・高校と特別支援学校で二〇一六年に把握したいじめが過去最多の三十二万三千八百八件で、前年度より九万八千六百七十九件ふえたことがわかりました。この結果は、積極的に認知する姿勢が

学校現場に浸透したことや、同省がささいなけんかにも注目して早期発見に努めるよう促したことも増加の原因となっているようです。

そういう中で、大津市は十一月一日から無料通信アプリLINEを利用していじめ相談を始めました。大津市では、今から六年前に中学二年生の男子生徒がいじめ自殺したのをきっかけに、電話や手紙、面談などに窓口を広げてきました。LINEによる相談窓口は来年三月末まで試験的に開設され、モデル校三校の生徒計二千五百人を対象に、市が委託するカウンセラーが投稿に対応するようです。

私は、子供を持つ親として、他県での悲しい出来事を岐阜県で繰り返すことがないようにとの思いで大津市のいじめ自殺を取り上げ、六年前に議会で質問しています。今回の大津市の取り組みから、二度と繰り返さないという力強いメッセージを受け取りました。

また、長野県でも同様の取り組みがされ、十一月十六日に結果が公表されました。LINEの相談専用アカウント「ひとりで悩まないで@長野」で二週間試行したところ、千五百七十九件のアクセスがあり、昨年一年間に県の電話相談に寄せられた二百五十九件の二倍を超える五百四十七件の相談に乗ったとのことです。

そこで、大垣市内の中学校の校長先生に、LINEを使いたいじめ相談窓口についてどのように考えるかとお尋ねをしました。現在、中学校ではスマホは持たない、使わないという指導をされていて、いじめに限らず悩み事の相談はできれば保護者や学校にしてほしいと考えられています。しかし、持つな、使うなという指導には限界があり、相談窓口の選択肢が広がることに理解を示されました。

十一月二十九日、名古屋市教育委員会ではLINEを使いたいじめ相談事業を来年度から始める方針を示しました。また、LINEは来年度十から二十の自治体で相談事業を行う予定としていますし、文部科学省も来

年度予算の概算要求にSNS相談事業研究費として九千五百万円を盛り込んでいます。

そこで教育長にお尋ねします。

若年層にも身近なツールを利用した相談窓口は、相談しやすい状況をつくり出したのではないかと思います。身近な相談内容がふえる一方で、相談を受ける側の課題もあるようですが、LINEを利用したいじめ相談窓口の開設は検討に値すると考えますが、岐阜県での開設についてどのようにお考えでしょうか。

大きく五点目に、県立学校におけるインターンシップ・職場体験のあり方について教育長にお尋ねします。

ロボットや人工知能と言われるAIに仕事を代替され、失職することをテクノロジー失業と呼ぶそうです。既に身近なところでは、スーパーのセルフレジ、居酒屋やカラオケボックスで目にするタッチパネルで注文ができるシステムは、仕事が代替されています。

世界経済フォーラムがことし一月に発表した分析報告書によると、十五の国や地域で二〇二〇年までに七百万人が職を失うとされ、医療やエネルギー、金融といった業界の労働者と事務の女性労働者などが雇用を失う可能性が高いとのことでした。

野村総合研究所は、英国の研究者と共同で、十年から二十年後にAIやロボットなどによる代替の可能性が高い労働人口の割合を試算しました。そのレポートによると、日本は労働人口の約四九%、米国は同約四七%が代替される可能性があるといます。同研究所主任コンサルタントの岸 浩稔氏は、協調性や創造性が必要な業務、非定型的な業務は自動化の可能性が低い、逆に、それらが不要な業務は自動化の可能性が高くなるとしています。

世界経済フォーラムの報告書は、一方で技術の進歩のおかげで二百万人分の新たな雇用が創出されるとも指



摘しており、ロボットが代替できない業務もふえるといえますし、人口減少による人手不足をAIやロボットが補うという捉え方もできます。人間にできてロボットができないことは何か、ロボットにできて人間にできないことは何か。今後、協調性、創造性、非定型の知識やスキルを身につけることが求められることが考えられます。

人工知能など技術が進歩し、社会での働き方が変わり、実際に就職するときには存在する職業が変わっていき、それが想定される中で、子供たちはインターンシップ・職場体験を通して、働くということを学び始めていきます。

七月二十六、二十八日の二日間、大垣市に住み、岐阜市内の中学に通う中学三年生の生徒さんを議員の職場体験ということで受け入れました。九月初めにお礼の手紙が届きました。「将来、政治関係の仕事につきたいと思っていたので、職場体験をさせていただけると決まったとき、とてもうれしかった」と。「今回の職場体験を生かして、政治などのニュースを読んで勉強して、将来は女性のため、社会のために働ける人になれるよう頑張ります」と書かれていました。議員がテレビの向こうで政治をする人でなく、身近な存在として感じてもらえたようで、私自身も貴重な経験となりました。彼女の場合、学校から提示された職場リストには自分が体験したい職業がなく、また岐阜市内の企業ばかりで、夏休みの二日間通えるところを自分で探さなくてはいけなかったそうです。

また、十月には二日間、中学二年生の娘が職場体験で自分が通っていた保育園へ行きました。保育士になりたいそうです。学校での総合学習や外部講師の講演で、あらかじめ働くこととはという事前学習をしてから職場体験に臨みました。学校側が受け入れ先の確保や準備を整えたり、保護者が探してきたり、学校によっては

地元商工会と連携しているところもあります。中学校からは、職場体験受け入れ先の紹介依頼の文書がありました。受け入れ先を探すのも簡単ではないようです。中学校の職場体験では、どういう職業が自分に向いているのかだけではなく、社会を構成する一人としてどのようにかかわっていくか、あるいは生活の中で大切なこととは何かを学ぶ機会となっているようです。

この二つの職場体験の事例を通して、学校側の準備の大変さを改めて知る機会となり、同時に職場体験の実施体制に課題があるのではないかと考えるきっかけになりました。

そこで、教育長に二点お尋ねします。

まず一点目、人工知能などの発展を見据えたインターンシップ・職場体験のあり方について、どのようにお考えでしょうか。

二点目は、インターンシップ・職場体験の実施体制について、受け入れ先の確保や事前学習など、実施体制における課題をどのように認識されているのでしょうか。

最後に、消防職員の採用時における色覚検査の実施の有無に対する県の認識と今後の対応について、危機管理部長にお尋ねします。

本年八月二十五日、千葉県内の二〇一七年度における消防職員採用時に、三十一の自治体・事務組合のうち、約六割の十八消防が受験者に対して色覚障がいを調べる色覚検査を求め、うち八割に当たる十四消防で検査結果が採用に影響していることがわかりました。この調査によって消防職員採用時において色覚検査を求めていると回答した自治体は四二%を占め、かつその理由について、色覚異常があっても消防業務に支障がないとされていることから、色覚検査を実施する合理性・必要性が問われる結果となりました。

このような背景から、全国の超党派の地方議員や市民、学生が協力してカラーユニバーサルデザイン推進議員ネットワークが立ち上げられ、採用時に色覚検査を求めている職種について、本当に合理的な理由で色覚検査を実施しているのかをチェックする取り組みが始まりました。

そこで、私は岐阜県の状況を調査することとなりました。結果は、県内二十二消防のうち、消防職員採用時に色覚検査を求めているのは各務原市消防本部、養老町消防本部、中濃消防組合消防本部の三消防で、その結果は採用に影響するとしたのは二消防あり、その理由として、養老町消防本部は、職員採用試験の受験資格の中で色覚に支障がない人という条件設定を設けているから、中濃消防組合消防本部は、色覚異常ではなく、赤、青、黄色の色彩の識別ができるかどうかを検査していることを挙げられました。しかし、およそ八六％に当たる十九消防が色覚検査を求めておらず、千葉県の調査と同様に、色覚に異常があっても支障なく業務が行える、自動車免許を取得できる条件であればよい、不要と考える、就職差別につながるおそれがあると求めている理由を挙げています。中には、色覚検査は求めているが、色覚異常についての自己申告を受け付け、該当者は医師の診断を受けて、その診断書を採用の判断資料とすると回答した消防本部もありました。岐阜県の調査からも、消防職員採用時に色覚検査を実施する合理性・必要性が問われる結果となりました。

色覚障がいという先天的に色の見え方が一般と違う人は、日本では男性の約五％、女性の約〇・二％いるとされています。タイプによって赤と緑を区別できないなどの特性があり、日常生活でさまざまな困難を強いられます。

採用時の色覚検査については、厚生労働省は平成十三年に、色覚検査で異常とされても大半は支障なく業務が行えることから、雇い入れ時健診での色覚検査を廃止し、就職に際して根拠のない制限を行わないよう通達

を出しています。

また、平成二十六年三月十四日、参議院予算委員会では、案内図や標識などを例に挙げ、見えやすいことを意図し、カラーになっているにもかかわらず、色弱者には全く見えにくいものになっている現状があり、行政としてのどのように配慮するのかと質問されたのに対して、佐藤茂樹副大臣が、ハローワークでは、色覚異常は不可という求人条件をつけるのではなく、色を使う仕事の内容、どういうふうな仕事の中身なのかを求人票の中に詳細に記述するように指導している。また、例えばその採用選考時の色覚検査について相談が事業主からあった場合には、本当に必要なのかどうかということを確認した上で、事業主の工夫によつてちゃんと仕事ができるかどうかのようなのか事業主に啓発・指導をしているところである。今後とも、そういう色覚異常も含め、就職差別のない公正な採用選考が行われるよう取り組んでまいりたいと答弁しています。

そこで危機管理部長にお尋ねします。

消防職員採用時の色覚検査の実施有無について、県はどのような認識をされているのでしょうか。そして、例えば県内市町村への対応など、今度どのように対応されるのでしょうか。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長(村下貴夫君) 知事 古田 肇君。

(知事 古田 肇君登壇)

○知事(古田 肇君) 私のほうには、SDGs——持続可能な開発目標——の理念を取り入れた持続可能な岐阜県づくりということで御質問がございました。

若干歴史をさかのぼりますが、このSDGs——持続可能な開発目標——という概念は、二〇〇一年に策定されましたMDGs——ミレニアム開発目標——、二十一世紀に当たったの国連の開発目標であります。その後継として二〇一五年九月の国連サミットで採択された二〇三〇年までの国際目標ということでございます。そこで、まず二〇〇一年に策定されましたミレニアム開発目標について一言申し上げますと、開発途上国向けに二〇一五年を期限とする八つの目標が掲げられておりました。我が国は、その達成のためには国際社会全体の連携が必要であるという考えから、ODAなどを効果的に活用し、積極的に貢献してまいりました。実は、これには私自身も外務省時代にかかわっております。特に二〇〇三年のODA大綱の改正では、貧困削減等を重点課題に掲げ、途上国の開発支援を積極的に貢献する姿勢を示したところでございます。こうしたMDGs、ミレニアムの実績に立って、我が国は新たな目標であるSDGs——持続可能な開発目標——の策定に当たっても国際社会の議論をリードしてきたというふうに認識をしております。

こうした経緯から見て、持続可能な開発目標の意義は、経済、社会及び環境の三側面が不可分なものとして調和した持続的な発展を実現させるために、開発途上国だけではなく、先進国自身も取り組むべきものとして合意されたところにあるというふうに考えております。

こうした国際的な合意を受けて、我が国政府におきましては、御紹介がありましたとおり、持続可能な開発目標実施指針を昨年十二月に策定し、二〇三〇年までの目標達成に向け、広範な主体に参画を促しております。その中で、地方における持続可能な開発目標の推進については、安倍総理から、地方創生の実現に資するものであり、関係閣僚が連携して地方の取り組みを促進する施策を検討・実施していくようにと、こういう指示が出ております。これを受けて、現在、国の有識者検討会において、地方創生に向けた自治体SDGs推進の

あり方ということで検討が進んでおります。

本県におきましては、「清流の国ぎふ」創生総合戦略におきまして、各分野の施策を「ひとを育む」「しごとをつくる」「安心をつくる」など五本の柱に束ね、人口減少社会においても持続的に成長できる地域づくりに向けた各種の取り組みを進めております。こうした取り組みは、持続可能な開発目標が目標としている将来像とその方向性をおおむね同じくするものであるというふうに考えております。

例えば、世界農業遺産に認定されました「清流長良川の鮎」は、人の生活、水環境、漁業資源が相互に関連した里川のシステムによって育まれております。そして、その保全・活用は、持続可能な開発目標における「持続可能な消費と生産のパターンの確保」「陸上生態系の保護、回復、持続可能な活用」といった目標を満たすものであり、まさにSDGsの理念を体現しております。さらには、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり、子供の貧困対策、キャリア教育を含めた教育の充実、障がいのある方の自立支援や共生の社会づくりなどの取り組みは、持続可能な開発目標における「ジェンダー平等」「貧困をなくす」「質の高い教育」「経済成長と雇用」「不平等をなくす」といった課題に対応しております。今後とも強化してまいりたいと考えております。

このように、本県におきましては持続可能な開発目標の理念や目標と方向を同じくする取り組みを行ってきているところでございますので、総合戦略の次期改定の際には、この旨を明確にするとともに、さらに積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（村下貴夫君） 子ども・女性局長 鈴木裕子君。

〔子ども・女性局長 鈴木裕子君登壇〕

○子ども・女性局長（鈴木裕子君） 刑法の一部改正に伴う性暴力被害者支援について、二点御質問をいただきました。

まず、ぎふ性暴力被害者支援センターの機能強化についてお答えします。

本年七月十三日に施行された刑法の一部を改正する法律により、強姦罪等の範囲が拡大され、男性に対する行為や監護者など影響力があることに乗じて行った行為が対象となりました。

これを受けた対応策につきましては、本年九月に開催した県、医師、弁護士など関係者で構成するぎふ性暴力被害者支援センター運営連絡会議でいただいた御意見も踏まえ、男性被害者への支援のための産婦人科診療以外の診療科の確保など、対象範囲の拡大に伴う体制の整備が必要であると考えております。その上で、現在、まずは泌尿器科などの診療科に御協力をいただけるよう医療機関等と調整を進めているところでです。

今後、新たに男性に対する行為などが対象となったことの周知についても検討を進めるほか、対象範囲の拡大により相談が増加する可能性もあるため、相談件数などの推移を見ながら相談体制の強化についても検討してまいります。

次に、ぎふ性暴力被害者支援センターの周知についてお答えします。

性暴力被害は潜在化する傾向が強いことから、被害に遭われた方を支援につなげるためには、少しでも多くの方にぎふ性暴力被害者支援センターの存在を知っていただくことが重要です。

このため、平成二十七年の開設当初から、街頭啓発や地デジ・データ放送、新聞紙面による周知を行っておりますが、昨年の議員の御質問にもありましたように、中学校・高校等の生徒全員に対するリーフレットの配付を昨年度から実施しているところです。

また、今年度は、新たに県内のコンビニエンスストア五百七十四店舗の個室トイレに相談窓口のQRコードを掲載したステッカーを張っていただいたほか、御協力いただけた県内の薬局のカウンターに相談窓口を記載したカードを配置するなど、他人の目を気にすることなく相談窓口の情報を入手できるような環境づくりを行っております。

今後は、特に若年層の被害相談が多いことから、この世代がよく利用するウェブ上での広告も含め、効果的な広報を検討し、より多くの県民に相談窓口を知っていただくよう取り組んでまいります。

○議長（村下貴夫君） 警察本部長 山本有一君。

〔警察本部長 山本有一君登壇〕

○警察本部長（山本有一君） 刑法改正に伴う今後の捜査並びに性犯罪被害者に対する支援に関する姿勢についてお答えいたします。

性犯罪の罰則強化、非親告罪化や被害者に性別を限定しないこと等を内容とする改正刑法が本年七月十三日に施行されました。

性犯罪は被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪であり、県警察ではこれまでに性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の積極的な登用や現場捜査員に対する研修などを行ってまいりました。

引き続き、今回の改正趣旨も踏まえ、被害者のプライバシー保護や二次被害防止に努めるとともに、女性捜査官の養成を目的とした研修会の開催や専門医とのネットワークの有効活用を図るなど、被害者の心情に配慮した捜査を進めてまいります。

次に、性犯罪被害者に対する支援につきましては、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができ



るようになるまでの間、被害者やその御家族の視点に立った諸対策を組織的に推進しております。

具体的には、臨床心理士によるカウンセリングや再被害防止措置などの立ち直り支援、さらには診断書料等の費用を公費負担することにより経済的負担の軽減を図っております。

また、被害者やその御家族が抱えるさまざまな事情に対して柔軟で迅速かつ継続的な支援を行うためには、行政を初め、民間被害者支援団体等の関係機関・団体との連携が不可欠であり、さらなる連携の強化により、その要望に沿った丁寧な支援を行ってまいります。

○議長（村下貴夫君） 教育長 松川禮子君。

〔教育長 松川禮子君登壇〕

○教育長（松川禮子君） 福井県池田中学校の生徒が自殺した問題について、二点御質問がありました。初めに、県教育委員会の認識と教師への今後の指導方針についてお答えします。

福井県池田町の事案から、教師は児童・生徒一人一人の特性や状況に応じて適切な指導を行うこと、管理職は教師の指導状況を的確に把握することが重要であると認識しております。

本事案を踏まえ、文部科学省から十月二十日付で、生徒指導のあり方、教育委員会と学校との連携、事案が発生した場合の背景調査等について留意事項を示した通知があり、各県立学校長及び各市町村教育委員会に対し、周知・徹底をしたところであります。

県教育委員会では、従前より部活動等での体罰や行き過ぎた指導の防止等について研修及び指導を行ってきたところであります。

今後は、さらに教科指導や日常生活の場面でも、教師の指導が過重になっていないか、児童・生徒を精神的

に追い詰めていないか、その心の状況を把握しながら全職員で児童・生徒に寄り添って指導するよう校長会等の会議を通じて周知するとともに、市町村教育委員会に対して学校を訪問した際に状況確認等を行うよう徹底してまいります。

次に、本県でのスクールカウンセラーの活用についてお答えします。

学校においては、児童・生徒の心理に関する専門的知見を持つスクールカウンセラーと連携した教育相談体制の確立が重要と考えております。このため、児童・生徒一人一人の情報を担任や管理職、カウンセラーが共有し、適切な対応を行っているか点検するよう、改めて教育相談担当者の研修会等で指導してまいります。

また、カウンセラーは学校への助言・指導も行うこととなっており、児童・生徒の小さな変化に気づき、一人一人に寄り添った対応を提案していく必要があります。このため、来年度、臨床経験が特に豊富な方をスーパーバイザーに任命し、カウンセラーに対し、個々の事案について具体的な助言ができる体制づくりを検討してまいります。

続いて、いじめ相談窓口としてのLINEの活用についてお答えします。

議員御指摘のとおり、いじめ相談へのLINEの活用については、長野県のほか、大津市、名古屋市などの一部自治体が先行して試行、実施に向け、計画づくりに取り組んでおります。

また、国はSNSを用いた相談体制構築へのモデル事業を実施し、その結果を検証し、技法の改善を図った上で全国展開をする方針と聞いております。

LINEの活用により、若者のコミュニケーション手段に応じた選択肢がふえ、相談しやすい環境ができるという点で有効と考えられる一方で、絵文字や省略された文章でのやりとりのため、情報量が乏しく、理解の

ずれが生じやすいこと、また相談体制の確保などの課題もございます。

県教育委員会といたしましては、早急にサービス提供者や先進自治体から具体的な仕組み、実際の相談状況などについて情報収集するとともに、年度内に学識経験者等も加えた検討会を設置し、課題の整理を行ってまいります。

続いて、県立学校の今後のインターンシップ・職場体験のあり方について、二点御質問がありました。

初めに、人工知能の発展を見据えたインターンシップ・職場体験のあり方についてお答えします。

県立学校では、職場体験やインターンシップを通じ、生徒が社会におけるみずからの役割や将来の生き方、働き方等について考えるとともに、学校における学習内容が将来の職業生活や進路選択に結びつくよう取り組んでいます。

議員御指摘のように、人工知能の飛躍的な進化や技術革新等により、社会構造や雇用環境に大きな変化をもたらすのではないかと予測を示されています。このような時代にあつて、子供たちが社会のさまざまな変化に向き合い、多様な人々と協働して課題を解決していくことができるようにすることが学校教育には求められています。

県教育委員会といたしましては、県商工労働部とも連携して、このような時代の変化に対応すべく取り組んでおられる地元企業等を新たに開拓して協力を得ながら、教員研修や中・長期のインターンシップを行うことなどを検討し、子供たちが社会の変化に柔軟に対応できる力を育む機会や指導の充実に取り組んでまいります。次に、受け入れ先の確保や事前学習など、実施体制における課題についてお答えします。

現在、県立学校では、キャリア教育の一環として、地元企業等の御協力を得てインターンシップを実施して

います。また、大学等の研究機関や行政機関等、将来選択する可能性のある職業を生徒に体験させる学校もあります。

実施に当たっては、各学校が地域や生徒の実情に応じて受け入れ先の確保や開拓を行うとともに、望ましい勤労観や職業観を身につけるため、事前学習等において生徒が受け入れ先と直接打ち合わせをする機会を設定するなどの工夫がされています。しかし、議員御指摘のように、各学校の努力だけでは受け入れ先の確保や十分な事前学習の実施が難しいことも事実です。

県教育委員会といたしましては、県内の経済団体を訪問し、インターシップ等の就業にかかわる体験をする機会の確保を要請するとともに、岐阜県インターシップ推進協議会等の関係機関との連携強化に努め、事前学習の協力依頼や受け入れ先のさらなる拡充に取り組んでまいります。

○議長（村下貴夫君） 危機管理部長 市川篤丸君。

〔危機管理部長 市川篤丸君登壇〕

○危機管理部長（市川篤丸君） 消防職員採用時の色覚検査についてお答えをいたします。

労働安全衛生法では、採用した労働者の適正配置等を目的に、事業者に対し、採用時の健康診断を義務づけていますが、色覚検査については、仮に色覚異常と判別されても大半は業務に支障がないことなどを理由に平成十三年に規則が改正され、義務ではなくなりました。一方、この改正では、色覚検査そのものを禁止するものではないが、職務に必要とされる色の判別が可能か否かの確認にとどめることが望ましいとされており、任命権者である消防本部がこうした趣旨を踏まえ、適切に実施されるべきであると考えております。

なお、消防職員採用時における色覚検査の実施については、今国会でも質疑があり、消防庁からは、各消防

本部が規則改正の趣旨を踏まえつつ、消防業務の特性等を勘案した上で適切に判断すべきとの見解が示されました。県としては、こうした国の動きを県内消防本部に周知し、適切に対応するよう働きかけてまいります。さらに、全国消防長会でも色覚検査のあり方について議論されているところであり、この状況を注視しながら、色覚検査の必要性の有無、実施する場合の結果の取り扱いなど、岐阜県消防長会でも議論をしていただくよう働きかけてまいります。



○議長（村下貴夫君） しばらく休憩いたします。

午後零時十分休憩



午後一時再開

○副議長（平岩正光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



○副議長（平岩正光君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。二十八番 野島征夫君。

（二十八番 野島征夫君登壇）（拍手）

○二十八番（野島征夫君） けさほどは雪がありませんでしたけれども、きのうの朝は七時に家を出しましたが、家の前で五十センチほどありました。山々はもう真つ白です。しかし、除雪車が来てくれました。そして、奥美濃スキー場は十一のスキー場があります。昨年とその前ですね、二年は年末に雪がなくて、本当に少し寂しかった。ことしはもう大丈夫だと思えますね。昨年は百二十万人、恐らくことしは百五十万人行くと思えますね。そして、そこで働く方々、春から夏休みにかけては農林業者ですね、そして冬はスキー場に勤める。雇用関係がうまくいっている、そう思いますね。先ほど知事さんがおっしゃいましたこのスキー場と農林業も里川システム、これにびったり当てはまる気がしておるのはいかがでしょうかね。

そういうことで、今、この年末年始に向けて、郡上は本当に皆さん明るい、そう思います。ありがとうございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、今回は山村地域の振興について、中小製造業の事業拡大の支援の進め方について、中山間地域農業の活性化について、県産材の新たな需要拡大について、大きく四項目について、順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、山村地域の振興についてお伺いいたします。

米国に端を発したリーマンショックにより、我が国経済は落ち込み、地域もその影響を直接受け、地域振興のさまざまな夢と計画は急激にスロウダウンし、加えて国の行財政改革、公共事業費の大幅な削減、地方交付税、補助金等のカットにより、地域における経済、雇用、日常生活活動等は極めて厳しい状況に至っております。

す。

とりわけ、山村地域におけるこれまで経験したことのない人口減少と高齢化社会が進む中、山村の衰退がとまらない、集落の消滅が続き、保育園、小学校などの統廃合も進み、産業経済活動の低下、日常生活の不安が高まり、将来に深刻かつ重大な影響を及ぼす結果を招くこととなります。

一方、国においては、現政権が標榜するアベノミクス効果はさまざまな見方、考え方があるものの、相対的には国は平和であり、経済は安定し、私たちの生活も困窮し乱れ、索漠とした状況ではないことは確かであり、平穏であると考えられます。

しかし、ＴＰＰなど貿易自由化や規制緩和に特化した経済運営や地方分権・行財政改革は、東京一極集中を加速し、地方との格差を拡大させるばかりで、地方でも拠点都市への集中が進んでいます。なぜか。これは大都市の富を地方に流していく利益配分システムが崩れ、大都市中心型の利益配分が強過ぎるのではないか、国土の均衡ある発展から都市部中心に移り、山村地域の施策が薄いのではないかと感じています。

その証拠に、国はまち・ひと・しごと創生法を制定し、地方の振興に取り組んでいます。しかし、山村地域の過疎化に歯どめがかからず、地方の振興・発展にはほど遠い状況であり、国土強靱化計画、一億総活躍社会づくりも、大都市はともかく、地方へはなかなかその実感がないのが現実だと思えます。

話は少しそれますが、我が国の統治システムには、天皇が国を治める朝廷政治、武士が国を治める幕藩政治、民が国を治める民主政治の歴史がそれぞれあります。民主政治の歴史はまだ浅いようであり、しかし、いつの時代でも国を守り、民の生活を向上させ、国を發展させ、国の将来像を描くことが国を治めることに大切であると言われています。

そこで、長い歴史の中で、たとえ世の中が変化しても国の施策の根幹は変わらないことが三つあると言われています。その一つは教育であります。今では人づくり、人材の育成、担い手の育成、後継者づくりだと思えます。二つ目は国防、地域では防災、安心・安全対策だと思えます。最近の台風、集中豪雨、異常気象による災害、治山治水を初め防災対策、インフラの整備が重要であります。三つ目は農業、今では産業経済振興、ものづくり、企業誘致、観光交流と多岐にわたっていますが、これを地域に当てはめても、今も昔も地域振興の基本的な考え方、方法は全く変わりません。

しかし、時代の変化により、地域では子供たちに高等教育を受けさせるために、田舎では都市へ出ていかなければなりません。都市生活者よりも交通費、下宿代がかかり、親の負担が大きくなります。産業経済活動にしても、生産資材の搬入・搬出、生産物の流通などにはコストがかかります。高速道路の利用についても、地方の通勤・通学者、あるいは若者の利用料金を安くするとか、これは一つの例ですが、都市と山村では余りにも格差が、ハンディが大き過ぎるのではないか。つまり、地域の困っている現状と課題をしっかりと把握・認識し、地域住民の生活、経済、将来像をもつともつと真剣に考えるべきであり、この点、地域振興施策が薄く、欠けているのではと感じています。地域の個性や特性を重視していると言っているものの、中身は画一化し、都市と山村との格差は著しく拡大するばかりであります。

地域振興を図るには、人と金と仕事をもつともつと山村地域に移す必要があります。山村地域のインフラ整備を進め、雇用の場を拡大し、人づくりを進めれば、若者は地域に定住するはずだと考えます。今や人口減少、高齢化社会への対応は山村地域にとって、喫緊の重要な課題であります。

そこで、現下のこのような時代の背景を踏まえ、活力ある山村地域社会を形成するには、もう少し山村地域



への目配りあるきめ細やかな地域振興策が必要かと思いますが、今後の国の動向、山村地域の将来展望を踏まえ、知事さんの御所見をお伺いいたします。

次に、中小製造業の事業拡大の支援の進め方についてお伺いいたします。

去る十月十五日、関ヶ原の合戦四百二十周年の節目を迎える二〇二〇年に向け、国内外に高い知名度を誇る関ヶ原古戦場を周遊観光の中核的な観光資源として磨き上げていくための取り組みの一つとして、関ヶ原東西人間将棋が盛大に開催されました。あいにくの雨ではありましたが、多くの観光客が関ヶ原を訪れ、その魅力を県内外に大きくPRしたところであります。

関ヶ原といえば、「天下分け目の戦い」とも言われておりますが、私はこのイベントの開催に際し、戦国時代における岐阜県にまつわる言葉をもう一つ思い出しました。それは、作家・司馬遼太郎の「国盗り物語」の中で登場する「美濃を制するものは天下を制する」という言葉であります。

申し上げるまでもなく、本県は日本列島のほぼ中央部に位置し、古来より四囲からの道が交わる交通の要衝としても知られ、京都にも近く、都との往来も盛んな地でありました。木曾川、長良川、揖斐川が形成した濃尾平野は肥沃な水郷地帯であり、農業生産力も高い、地の利に恵まれた土地柄であったからこそ「美濃を制するものは天下を制する」と言われるゆえんでもあります。

この恵まれた地の利は、現代社会においても不変であります。全国の主要都市からのアクセス時間が、距離とも有利な立地環境にあり、内陸県でありながら中部国際空港や名古屋港との距離も近く、国内外へのアクセスも便利な環境であります。

この地の利を生かし、県内各地には豊かな自然環境、文化を背景にさまざまな産業が育まれてまいりました。

飛驒の木工、関の刃物、東濃の陶磁器といった地場産業と言われる伝統産業は、その源を平安時代にさかのぼるものもあるほどです。現代社会におきましても、IT産業や航空機、自動車といった輸送用機械産業など、豊かで多様性のある産業構造が本県の大きな特徴となっています。

このように、本県は古くからのづくりが盛んな地域であり、全産業のうち製造業の就業者が占める割合は全国でも六位となる二五%となっています。また、三百人以上の大規模事業所、いわゆる大企業は一・一%にすぎず、地域経済を支える中小製造業への支援の充実が望まれるところであります。

本県経済を支える中小製造業にとって、優秀な人材をいかに確保するか、人口減少に伴う国内市場の縮小にどう立ち向かっていくか、製品の差別化、生産効率の向上、高付加価値商品の開発、販路拡大にどう取り組んでいくかは、事業の存続にかかわる大きな課題であると言えます。

県では、平成二十六年三月に岐阜県成長・雇用戦略を策定しました。その後、雇用情勢の変化や第四次産業革命への対応など、新たな課題へ対応するため、平成二十九年三月には岐阜県成長・雇用戦略二〇一七と称して改定したところあります。

そのため、新たな成長・雇用戦略では、二〇二〇年に向け、航空宇宙産業、医療福祉機器、食料品、医薬品、次世代エネルギーといった五分野の振興、観光の基幹産業化の推進のほか、中小製造業も含め全業種に共通する仕組みとして、人材確保や販路拡大、設備投資や技術力強化など八つのプロジェクトが掲げられています。

このうちの一つ、企業誘致・設備投資促進プロジェクトには、成長分野の企業集積に向けた誘致活動の展開や企業の成長分野への進出・生産性向上のための機械設備の更新支援などが盛り込まれています。また、企業や技術力強化支援プロジェクトでは、県内中小製造業へきめ細やかな対応をするため、成長産業及び地域産業の

研究開発・技術支援体制を強化する取り組みなどが掲げられており、中小製造業はこのような支援策に対して大いに期待しているところであります。

そこで、本県経済を支える中小製造業のさらなる発展に向け、設備投資や技術力強化といった支援の具体的な進め方について今後どのように取り組んでいけるのか、商工労働部長さんにお伺いいたします。

次に、中山間地域農業の活性化について、二点お伺いいたします。

私の地元郡上市では、中山間地域ならではの豊かな自然・文化を背景に、官民一体となって地域の気象条件を生かした高冷地野菜や酪農など付加価値の高い農畜産物の生産や、安全・安心で住みよい農村づくりに努めています。

しかしながら、中山間地域では傾斜地が多いことから、地形的要因から、農地区画や農道が極小であるなど営農条件が悪い上に、過疎化・高齢化の進行により、用排水路の農業施設の維持管理に大変苦慮されています。このため、鹿やイノシシなどの鳥獣害被害や耕作放棄地の増加や後継者離れなど、さまざまな課題に直面しており、中山間地域の農業・農村を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増しているというのが私の実感であります。

その一方で、食の安全・安心と健康志向の急速な高まりを背景に、攻めの農林水産業への転換が推し進められるなど、これまで以上に優良農地の確保と生産性の向上、所得増加に向けた取り組みが求められています。

私は、このような中山間地域の課題を解決するため、農道・農業水利施設などの農業基盤施設のより一層の整備促進や改正土地改良法による農家負担を伴わない新たな圃場整備事業の活用などにより、中山間地域農業の活性化を促し、時代に対応した農業を展開していく必要があると考えています。また、申し上げるまでもな

く、鳥獣害対策も極めて重要であり、その課題に対する対策が求められています。

そこで、農政部長さんに二点お伺いいたします。

一点目、これからの中山間地域の農業・農村の持続的発展のため、今後どのような方針で農業生産基盤の整備に取り組みられるのでしょうか。

二点目、県ではここ数年、鳥獣害対策について真剣に取り組んでいただいております、大きな成果が上がっているように感じていますが、現在の県下の状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

最後に、県産材の新たな需要拡大について、二点、お伺いいたします。

本年十月に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村ビレッジプラザに木材を提供する事業協力者として、岐阜県と私の地元郡上市や関市、中津川市、下呂市、白川町、東白川村の六市町村が選定されました。

ビレッジプラザは、選手団の入村式の舞台としてメディアを通して多くの目に触れる選手村の代表的な施設で、花屋、雑貨店、カフェ等も配置され、メディアなど多くの関係者が訪れる施設であります。

岐阜県産材を提供する建物は、延べ床面積約三百十五平米と最大規模の建物で、全て県産材で建設されます。国内外に岐阜の木の魅力を発信する絶好の機会であり、この建物をまさに岐阜県産材のパビリオンとして大いにPRし、県産材の販路拡大につなげていただきたいと思います。

さて、東濃ヒノキや長良杉など、県内の森林資源は戦後植林された人工林を中心に充実しつつあります。人工林の蓄積は、統計のある最も古い昭和四十年と比較して約七倍に増大しております。こうした資源を有効に活用するため、私の地元である郡上市では、平成二十七年に白鳥町中津屋地内で国内最大の製材企業である中

国木材株式会社と県内林業関係者が設立した長良川木材事業協同組合が大型製材工場を稼働させました。平成二十八年度の丸太の加工量は、計画の五万二千立米に対して約五万一千立米と九八％の実績を上げており、地元郡上森林組合からの入荷量が全体の約四割を占めています。今年度は、全体で六万二千立米の丸太の加工を予定しており、将来的には十萬立米を計画されています。

大型製材工場では四十名を雇用し、そのうち三十二名は地元から雇用するなど、地域にとつて林業の振興、木材生産の拡大と雇用確保といった点で非常に成果があつたものと考えられます。また、郡上森林組合では、木材生産の拡大を図るため、これまでの保育作業を行つていた作業班を木材生産中心に行う作業班に改め、大幅な組織体制の見直しを行いました。

さらに、既存の中小規模の製材工場では、木材の安定的な確保や製材や販賣協力等の強化のため、木材の購入や製品販売、受注を共同で行うことを目的とした製材事業者七社により郡上製材協同組合を設立し、経営の安定化を図る取り組みを始めたところです。

こうした取り組みにより、郡上市ではここ数年で着実に木材を生産し、利用する体制ができてつあります。しかしながら、長期的な視点に立つと、木材の需要を拡大する上で大きな課題があります。

一つ目として、国立社会保障・人口問題研究所が二〇一三年一月に発表した日本の世帯数の将来推計（全国推計）によると、日本の世帯総数は二〇一九年の五千三百七万世帯でピークを迎え、二〇三五年には四千九百五十六万世帯まで減少すると推計されています。

製材された木材の大部分は木造住宅に使われており、世帯数が減少することは、すなわち住宅着工戸数の減少に直結するものであります。全国有数の森林資源を有する本県として、資源の有効利用と製材工場等が持続

的な営みを行っていくためには、長期的な視点に立った新たな需要拡大策に取り組む必要があると考えます。

二つ目として、本年度からスタートした第三期岐阜県森林づくり基本計画では、百年先の森林づくりという新しい方針を打ち出しました。この方針では、百年先に向けた望ましい森林への配置に誘導していくため、木材生産に適した人工林を木材生産林として位置づけ、主伐と再造林による森林の若返りを推し進めることとしています。

本県の森林資源は成熟化してきており、生産される木材には柱材の加工には太過ぎて適さない直径三十センチを超えるような大きな丸太、いわゆる大径材がふえてまいりました。さらに、大径材は柱材として製材しても半端材が多く発生し、歩どまりが悪いため、長い年月をかけて育てた木材が逆に市場で安く取引される状況も発生しております。今後、主伐、再造林により大径材の供給がますますふえてきますが、その活用方法が大きな課題となっております。

そこで、林政部長さんに二点お伺いいたします。

一点目、将来的に新築住宅の着工戸数の減少が懸念されていますが、県産材の需要拡大のため、今後の取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

二点目、大径材の利用促進に向けた今後の取り組みについて、あわせてお伺いいたします。

さて、この第五回定例会が終わると、県では来年度の予算編成作業が急ピッチで進みます。昨日、我が県政自民クラブを代表され、尾藤議員が質問された来年度の当初予算編成における重点項目について、知事さんは清流の国づくりを一段と深化させたいという考えを示され、三つの視点を挙げられました。

第一は人づくり、第二は本県の魅力づくり、第三は安全・安心・健康づくりであります。また、予算編成に

当たっては、社会保障関係経費の自然増、社会資本施設の老朽化対策など、厳しい財政状況ではあるが、地方の一般財源総額の確保についても国へしかるべく働きかけ、しっかりと対応していきたいと御答弁がありました。私も同感であり、期待いたしております。

新年度予算編成に当たっては、本県経済の活性化と県民生活の向上、「清流の国ぎふ」づくりの推進を図る上で極めて重要であります。県民の幸せと県勢発展のために、知事さんを先頭に執行部一丸となつて、全ての事案に積極的かつ前向きに取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○副議長(平岩正光君) 知事 古田 肇君。

(知事 古田 肇君登壇)

○知事(古田 肇君) 明るい質問をいただきましたので、明るい答弁に努めたいと思っておりますが、山村地域の振興についてでございます。

本県の山村地域におきましては、例えば山村振興法上の振興山村を見えますと、平成二十二年から二十七年までの五年間の人口減少率が八・一％と、県全体の二・三％を大きく上回っております。また、高齢化率につきましても平成二十七年で三七・五％と、県全体の二八・一％を大きく上回るなど、人口減少、高齢化の進行が著しく、地域社会の活力低下が懸念されております。

一方で、本県の山村地域は国土の保全、水源の涵養等、多面にわたり重要な役割を担っておりますし、また恵まれた自然・歴史・文化など、その地ならではの魅力ある地域資源の宝庫であります。世界農業遺産の登録、

あるいは郡上への移住定住などがその一例でございます。このような山村地域の振興には、市町村や住民の皆さんとともに地域資源をもっともつと発掘し、磨き上げ、日本のみならず世界に向けて発信していくことが不可欠であり、これが地方創生の原点でございます。

国におきましては、こうした地方の自主的な取り組みに対する財政的支援を行っておりますが、私自身、全国知事会の地方創生本部長として強く働きかけております地方創生交付金は、今年度一千九百億円確保されております。本県では、例えば東白川村の林業等の担い手となるＩターン、Ｕターン者の住宅整備など三十七市町村が約二十億円を活用しており、これは全国で九番目に多い額になっております。

また、平成二十七年には山村振興法の目的に山村の自立的発展、定住の促進、人口の著しい減少の防止が追加されておりまして、地域資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化を支援するための山村活性化支援交付金が新設されております。この交付金も県内では六市町村で活用されております。

県としても、こうした国のメニューをいっぱい確保し、積極的かつ有効に活用するため、交付金申請に必要な計画の策定などについて市町村を支援してきております。さらには、こうした国の支援の対象とはならないものについても、県単独の清流の国ぎふ推進補助金により、幅広く支援を行っております。

そして、県みずからも山村地域から生まれる飛驒牛、アユ、富有柿などの食材、ヒノキを初めとする県産材など本県自慢のブランドの販路開拓や東京オリンピック・パラリンピックにおける利用推進に取り組んでおります。さらには、現在、郡上市白鳥町で整備を進めております清流長良川あゆパークなど、魅力発信の拠点整備も進めてきております。

同時に、人材確保にも力を入れており、地域おこし協力隊の定着に向けた支援を開始したところ、現在三十



二名の協力隊員の方が任期終了後も県内に定住されております。

このほか、例えば郡上市と中津川市などの山村地域を結ぶ濃飛横断自動車道といった、地域と地域をつなぐ道路交通網の整備を初め、インフラ整備にも努めております。

来年度予算編成に当たりましても、心して山村地域に目配りをしてまいりたいと思っております。

○副議長（平岩正光君） 商工労働部長 井川孝明君。

〔商工労働部長 井川孝明君登壇〕

○商工労働部長（井川孝明君） 中小製造業の事業拡大支援の進め方についてお答えします。

県内総生産額の最多を占める製造業の発展は、本県の成長に不可欠であり、岐阜県成長・雇用戦略でも製造業の設備投資の促進や技術力強化への支援を重要プロジェクトに位置づけております。

設備投資では、県産業経済振興センターが行う低利の設備貸与や、県制度融資により、中小企業の成長分野への進出や、生産性向上を図るための設備導入を金融面から支援しております。特に今年度からは、中小企業のIoT導入を促進するため、新たにIoT設備を対象としたより低利の設備貸与枠やIoT機器導入に対する補助制度も新設し、十二事業を採択し、支援しているところでございます。

他方、技術面では、工業系の三つの試験研究機関を集約したモノづくり拠点の整備を進めるとともに、県産業経済振興センターと連携した外部研修資金の獲得や大手企業との新技術商談会の実施など、中小企業の技術開発や販路開拓を支援しております。

今後とも、県内中小製造業のさらなる発展に向け、時代の変化に的確に対応できるよう取り組みを強化してまいります。

○副議長（平岩正光君） 農政部長 熊崎政之君。

〔農政部長 熊崎政之君登壇〕

○農政部長（熊崎政之君） 中山間農業の活性化について、二点御質問をいただきました。

まず、中山間地域における農業生産基盤整備の今後の取り組みについてお答えいたします。

本県の中山間地域は、全耕地面積の約半分を占めており、農業振興上、重要な地域であります。しかし、平坦地に比べ傾斜が厳しいなどの地形的条件から、用排水路や農道などの農業生産基盤は小規模な施設がほとんどで、農地も小さく、かつ点在しています。このため、県では中山間地域において生産基盤を実施する際の面積要件を緩和するとともに、老朽度に応じて部分的な更新や補修を行うなど、きめ細かな整備を進めてまいりました。

今後は、こうした整備に加え、中山間地域の中でも比較的傾斜が緩やかで農地がまとまっている地域を中心に、集落営農などが効率的な農業を実施できるよう、農地中間管理事業と連携した圃場整備を進めてまいります。また、排水対策工事などにより水田の畑地化を進め、トマトやホウレンソウなどの高収益作物へ転換を図るなど、中山間地域農業の特色を生かせる農業生産基盤整備に取り組んでまいります。

次に、鳥獣害対策の現況と今後の取り組みについてお答えします。

県では、平成二十二年度に知事をトップとする鳥獣被害対策本部を設置し、県下の鳥獣被害の解消に向けて、集落ぐるみの防護と捕獲の一体的な取り組みを進めてまいりました。その結果、被害対策に取り組む集落数は、平成二十三年度時点で被害集落全体の二割程度でしたが、本年度末には二千二百七十の全ての集落で被害対策が取り組まれる見込みです。

また、地域からの要望の強い防護柵の整備や鹿の個体数調整捕獲について、県単独事業としても積極的に取り組んできたことにより、農作物被害額は平成二十二年度の四億八千万円から昨年度は二億八千万円と約四割減少し、対策本部を設置して以降、最少額となりました。

今後とも未設置地区を中心に防護柵の整備を進めるほか、ドローンを活用した追い払いや、捕獲した情報を携帯電話に通知するICTを活用したわなの導入などにより、有害鳥獣を効率的に捕獲する体制を整備し、被害額のさらなる削減に取り組んでまいります。

○副議長（平岩正光君） 林政部長 高井哲郎君。

〔林政部長 高井哲郎君登壇〕

○林政部長（高井哲郎君） 県産材の新たな需要拡大について、二点御質問をいただきました。

初めに、新設住宅着工戸数の減少を見据えた県産材の需要拡大の取り組みについてお答えをいたします。

住宅以外での県産材の需要拡大については、これまで教育・福祉などの公共施設の木造化や内装木質化を中心に取り組み、平成二十八年度までに二百四十五施設の整備を支援してきました。今後はこれらに加え、コンビニや外食チェーン店などの商業施設への利用を進めることが有効と考えております。

そのためには、店舗等の柱が少ない大空間を実現する工法の開発や部材の統一化による建築コストの縮減、さらに木を見せるデザインなどが重要となります。その取り組みの一つとして、森林文化アカデミーと県内企業が連携して開発した新たな工法の実用化にめどが立ち、現在、コンビニを建設する大手ディベロッパーに対し、採用の働きかけをしております。

また、大型商業施設では、防火基準が厳しいことから、これらに対応した不燃木材の開発や、その製造施設

の整備を進める事業者に対して、国の補助制度も活用しながら引き続き支援をしてまいります。

次に、大径材の利用促進に向けた取り組みについてお答えをします。

大径材の活用については、住宅部材の中でも大断面を必要とするはりや桁への利用を中心にこれまで支援をしてきましたが、今後はさらに次の三点から利用促進に取り組んでまいります。

一つ目は、住宅の柱材への利用でございます。直径三十センチメートルを超える大径材では、芯を外して四本の柱に加工することが可能ですが、製材後の反りを抑える乾燥技術が必要であり、現在、森林研究所が県内企業等と連携して開発を進めております。

二つ目は、建築全般に使われる集成材の原料としての利用で、大径材を効率的に活用する有効な方法です。現在、主流の外国産材から県産材に転換したいという企業ニーズもありますので、その施設整備を支援してまいります。

三つ目は、家具用の板材です。杉やヒノキは広葉樹に比べてやわらかく傷つきやすいことから家具には不向きですが、例えばテーブルの天板では、表面のみを圧縮加工する技術開発を県内企業が進めており、その実用化に向け支援してまいります。

○副議長（平岩正光君） 三十九番 伊藤正博君。

（三十九番 伊藤正博君登壇）（拍手）

○三十九番（伊藤正博君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、本日は、いよいよ来年三月二十四日にリニユーアルオープンを迎えます岐阜かかみがはら航空宇宙博物館に絞って、知事と担当の商工労働部長にお聞きをいたします。

質問に入る前に、ことしは、各務原飛行場が大正六年に開設されてから百周年という大きな節目を迎えることになりました。現在は、航空自衛隊岐阜基地として使用されており、この航空自衛隊岐阜基地もことしで六十周年という記念すべき節目を迎えました。大正六年、一九一七年に開設された旧陸軍の飛行場として、埼玉県の所沢飛行場に次ぐ国内で二番目にできた飛行場で、二つの航空部隊を置き、当時としては全国屈指の飛行場であったと記されており、この飛行場をきっかけとして、田畑もなく原野のみ広がる各務野に近代化の大きな波が押し寄せ、鉄道が開通し、飛行機工場が建ち並び、人口が急増していったと聞いております。

川崎航空機工業、現在の川崎重工業がこの各務原へ大規模に移転したのが昭和十二年、一九三七年ですので、発展の勢いはとまることはありませんでした。しかし、その後は太平洋戦争において激しい空襲を受け、戦後には進駐軍に接收されてキャンプ岐阜となる運命をたどりますが、このような明暗の時代を潜り抜け、現役として活躍し続ける各務原飛行場は、ことしで百年の歴史を迎えました。

そして、所沢飛行場が廃止された今、日本最古の飛行場として位置づけられております。毎年、この航空自衛隊岐阜基地で開催される航空祭、ことしは六十周年を記念して先月十一月十八日には記念式典が、翌日十九日には約十三万人も来場された盛大な航空ショーが開催をされました。四年ぶりとなるブルーインパルスは、残念ながら雨まじりの天気となり、アクロバット飛行は行われなかったものの、六機の編隊飛行が行われ、また「空のF1」ことレッドブル・エアレースでことし年間総合優勝した室屋さんによるアクロバット飛行にも多くの観衆が魅了された一日となりました。

こうした長い歴史を誇る日本最古の各務原飛行場が現存し、航空機のまちとして発展している歴史もあって、約二十二年前の平成八年三月に各務原市長の決断・英断により、全国一の規模を誇るかかみがはら航空宇宙博

博物館が誕生をいたしました。しかし、立派な博物館も、二十年を超えればいろいろな課題や問題も出てまいります。

これまで古田知事を中心とされ、多くの皆さんの積極的なかわりにより、さまざまな検討や議論がなされ、いよいよこの博物館のリニューアルオープンが来年三月二十四日に迫ってまいりました。この岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の愛称が「空宙博」という名称に決定をいたしております。したがって、ここからの表現は岐阜かかみがはら航空宇宙博物館という名前だけではなく、空宙博という表現でいろいろ申し上げたいと思います。

そこで、最初の質問は、この空宙博の海外航空宇宙関連博物館等との連携について今後どのようにお考えなのか、知事にお尋ねをいたします。

先月十一月中旬に、古田知事初め関係者の皆さんがヨーロッパに出張された際、フランス・パリ近郊のル・ブルジェ航空宇宙博物館を訪問されました。その際、この空宙博の魅力を高めるため欧州宇宙機関——ESA——の関係者と面談をされ、連携協定を視野に具体的な展示の協議を進めることで合意したとの報道がありました。先方の国際部日本担当責任者からは、日本の宇宙航空研究開発機構——JAXA——とESAが共同で水星探査機を二基打ち上げるベピ・コロンボ計画について、各務原とフランスで計画を知ってもらうための姉妹展示ができればと提案されたことも報道は伝えておりました。

これまで、県と各務原市はJAXAやアメリカ・ワシントンDCの世界最大のスミソニアン航空宇宙博物館とそれぞれ協定を締結しており、欧州の研究機関や博物館との連携はこの空宙博の位置づけをさらに大きくバージョンアップすることにつながるといふふうに考えます。



社、全国第二位に上り、製造品出荷額が国内の約一四％を占めるなど、本県は長い歴史のもとにこの産業の集積地として形成されております。

また、中・小型機、リージョナル機を中心に民間航空機の新規需要は、今後二〇年間で倍増すると予想されており、生産拡大に対応するための人材育成・確保が喫緊の課題となっております。最近の航空機産業の有効求人倍率は、他産業に比べて非常に高くなっているとも聞いております。

これまで、各務原市のテクノプラザ内に岐阜県成長産業人材センターを開設し、航空宇宙産業における組み立て技能者研修などが行われております。一方で、高校においては、岐阜工業高校内にモノづくり教育プラザが開設されました。同校は地元の航空宇宙産業に最も多くの人材を輩出しております。また、昨年度から職業人材の育成を図る文部科学省のスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定されており、今後、航空機械工学科の新設も控えております。こうした状況の中において、小・中学生から高校生、そして就業者へと切れ目のない人材育成を展開し、人材の育成・確保に向け、中・長期的な取り組みを進めることが重要であると考えます。

そこで、この空宙博を通じて航空や宇宙への夢や魅力を伝え、興味や関心を高める小・中学生への取り組みが大切であると思えます。この空宙博のリニューアルに際して、小・中学生の入場料が、古田知事の英断により無料となります。より多くの小・中学生に学校単位などでこの空宙博に来て、さまざまな体験や興味・関心を持つてもらいたく思います。

そこで、三点目の質問は商工労働部長にお伺いをいたします。

この空宙博における小・中学校に対する取り組みの内容はどのように考えられているのか。対応方針につい



てお尋ねをいたします。

質問は以上ですが、空宙博のリニューアルを三カ月半後に控え、関係者はもちろんのこと、多くの航空宇宙ファンが期待して待つております。空宙博を訪れる多くの人々に大きな感動や夢が与えられる博物館になることは間違いないというふうに思います。隣の愛知県には、先月十一月三十日にあいち航空ミュージアムやMRミュージアムが完成、オープンをしましたが、今後こうした施設との連携も考えていかなければいけないと思います。展示内容や規模、コンセプトなどは、はるかにこの岐阜県の空宙博が充実していると思います。今後、岐阜県と各務原市がさらなる連携をとっていただき、この岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、空宙博のリニューアルオープンに期待を申し上げまして、質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長(平岩正光君) 知事 古田 肇君。

(知事 古田 肇君登壇)

○知事(古田 肇君) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館のリニューアルに関して、海外の博物館等との連携についてお尋ねがございました。

お話がありましたように、愛称「空宙博」ですが、人類的航空宇宙の挑戦史と技術史を俯瞰できる国内唯一の航空と宇宙の本格的な博物館として、我が国を代表し、世界に通用する施設とする意気込みで丁寧に準備を進めてまいりました。

このところ、国内各方面の方々が大変盛り上がり上がっておりまして、次々といろんな資機材の提供の申し出が出

ております。この間、いろいろな方々から学ばせていただいておりますけれども、やはり海外の関係機関との連携は不可欠だというふうに考えております。

昨年、アメリカのNASA——航空宇宙局——とスミソニアン航空宇宙博物館を訪問して連携を深めたところでございますが、今回のトップセールスでは、ESA——欧州宇宙機関——、そしてフランスのル・ブルジェ航空宇宙博物館を訪問いたしました。意見交換をしてみました。いずれも私どもの博物館のリニューアル計画を大変高く評価していただき、今後の連携について前向きに進めるということで合意をしたところでございます。

まず、ESAにつきましては、日本のJAXA——宇宙航空研究開発機構——との間で、現在、ペピ・コロンボ計画という水星探査の共同プロジェクトが進行しております。来年には両者の探査衛星を同時に打ち上げる予定でございます。これを私どもの博物館で世界に向かって紹介してはどうかというような積極的な御提案もいただいております。宇宙開発の国際共同プロジェクトを日本とヨーロッパで同時に展示紹介するというまさに日本を代表する空宙博にふさわしい役割を期待されたものでありまして、即座に合意をし、現在、具体の調整を進めております。

また、ル・ブルジェ航空宇宙博物館につきましては、フランスを代表する博物館でございます。博物館や隣接する飛行場の歴史的意義、航空宇宙関連の文化も含めた幅広い展示など、学ぶべき点が大変多いことから、連携に向けた協議の開始を提案し、合意をしたところでございます。

そもそも日本の航空産業は、岐阜においてフランスの航空機「サルムソン2A2」を生産したところから本格的に始まります。約百年前からフランスと岐阜を結ぶ御縁があることに先方も驚いておられました。この

サルムソン機は空宙博においても復元機があることから、例えばこれを突破口に、資料や展示方法に関するアドバイスをいたいただくなど、具体的な連携策を早速提案してまいりたいと考えております。

さらに、アメリカのスミソニアン航空宇宙博物館からは、昨年の連携協定に基づきまして、大戦期に製造されました貴重なエンジンなどをお借りしております。先月には、県及び各務原市の職員が再訪問いたしました。また展示解説、あるいはシアターで活用する映像・画像など、さまざまな資料を収集してまいりましたし、また施設面に関するアドバイスもいただいております。加えて、NASAからも資料や映像を御提供いただくなど、連携を深めながら来年三月のオープンに向けた準備を着々と進めているところでございます。

残すところ四カ月を切りましたが、そのほかにも魅力的な展示について準備を進めております。リニューアル後の博物館にどうぞ御期待をいただきたいと思っております。

○副議長（平岩正光君） 商工労働部長 井川孝明君。

〔商工労働部長 井川孝明君登壇〕

○商工労働部長（井川孝明君） 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館のリニューアルについて、二点御質問いただきました。

まず、ショップとカフェの準備状況についてお答えします。

ショップとカフェの運営業者については、八月から九月にかけ公募し、延べ七社から応募がありました。専門家による評価会議を経て、ショップ、カフェともに名古屋科学館を初め全国約二十カ所でショップ等の運営実績を持つ企業を選定しました。

現在、各務原市とともに同社と定期的な協議を行い、内装工事やショップで販売するグッズ、カフェのメニ

ユーなどの詳細な検討を進めているところです。この中で事業者に対し、オリジナルグッズについては全商品の三割程度になるよう要請するとともに、県産品を積極的に取り扱うよう働きかけているところでございます。今後、来年三月のリニューアルオープンに向け、具体的なグッズやメニューを決定し、航空と宇宙の専門博物館ならではの、来館者にとって魅力のあるシヨップとカフェにまいります。

次に、航空宇宙分野への関心を高めるための小・中学校に対する取り組みと今後の対応方針についてお答えします。

空宙博は、子供たちに航空宇宙に対する興味を持ってもらい、航空宇宙産業への就業につなげることを第一の目的としていることから、多くの小・中学校において遠足や社会見学、修学旅行などの校外学習で活用いただくことが重要と考えております。

そのため、先月、県内各地で開催された市町村の教育長会議の場において、空宙博の積極的な活用を要請するとともに、県教育委員会とも連携して学習指導要領に沿った学習用教材などの教育プログラムの開発を進めております。

今後とも、航空宇宙に関する科学技術や地域の産業について学ぶ場として空宙博を県内外の小・中学生に利用いただくため、県外を含め広くPRしてまいります。

○副議長（平岩正光君） 六番 山田実三君。

〔六番 山田実三君登壇〕（拍手）

○六番（山田実三君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、中期的な県財政の健全性の確保に向けた方針と、この秋に開催された国際陶磁器フェスティバル美濃17について、二項目質問をいたし

ます。

最初の質問は、中期的な県財政の健全性の確保に向けた方針について、知事に伺います。

岐阜県のホームページの財政状況の箇所には、随時更新される最新の岐阜県の財政状況と過去の資料が掲載されています。過去の資料を見ますと、財政の硬直度を見るための指標である経常収支比率の推移が記載されています。平成十九年度には全国平均が九四・七％に対し、本県は九八・四％となっています。また、実質的な公債費の負担の程度を見るための指標である実質公債費比率は、平成十九年度の全国平均が一三・五％であるのに対し、同じく平成十九年度当時の岐阜県は一六・一％、単年度では一八・〇％もの数値でありました。全国平均が改善している中、本県は悪化傾向が続いているという説明もあります。さらに、財政悪化の原因についても、平成十四年度ごろから公債費の増加が顕著となり、平成十五年度と十九年度を比較すると、約三百二十億円増加していると説明を加えています。

また、中期的な財政試算も記載してあります。今後も財政的な余裕がほとんどない厳しい状況が続く見通しであり、構造的な歳出の改革が行われない場合、約五百億円を大幅に超える財源不足が見込まれることや、地方公共団体の財政健全化に関する法律により、財政健全化計画の策定が義務づけられている財政健全化団体や自治体としての財政破綻に相当し、国の関与による財政再建が義務づけられる財政再生団体に転落する危惧についても、具体的な財源不足額を示しながら説明をしております。さらに、社会保障関係経費や退職手当の推移や見込み等も極めて厳しくなると分析がなされております。

このように、岐阜県の財政状況を伝える資料として、古田知事就任時の危機的な状況を今なお共有し続けることは、現在の財政運営の説明責任の意味合いにもなるのだと思つて、興味深くホームページを見たところで

あります。

行政には継続性が求められますが、それゆえ、いつときの財政運営が後に大きな影響を及ぼすことになりま  
す。私たちは必要以上の不公平感、負担感を後世に残してはいけません。財政運営の厳しさを示す資料は、県  
政運営の反省や課題でもあり、今後の戒めでもあるかもしれません。

知事は、ことし初めに四選を果たされ、今後四年間の県政運営を担うことになりました。県政の羅針盤とい  
うべき長期構想や各種計画などは任期ごとの中期的な見直しがあってもよいかもしれません。最近の市町村計  
画では、首長が当選すると、その期間に沿う形で諸計画を見直すことがあると聞いております。

地方公共団体の財政運営につきましても、一定の健全性に関する方針なしに運営すれば、いたずらに事業だ  
け拡大し、次の世代に過度の負担を残す結果にもなりかねません。そうでなくとも、次の体制において大きな  
苦勞を強いる行政運営を招く危険性も考えられます。

首長の財政に対する方針は極めて重要であります。国は平成十八年度に新しい地方財政再生制度研究会を発  
足させ、翌十九年には地方公共団体の財政の健全化に関する法律を公布しました。これは、国民の暮らしを担  
う地方公共団体の一部において、著しい財政状況の悪化が明らかになり、健全財政を維持する経営の能力を問  
われたことが発端であります。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が  
必要な場合に迅速な対応をとることを目的にしたものであります。古田知事は、地方公共団体運営の厳しい時  
代に突入する時期にかじ取りを任されたのではないでしょう。

困難な時代の真ただ中に船出した古田県政は、かつて経験したことのない行政改革を断行することとな  
ります。皆さん御案内のとおりですが、その歩みを簡単に振り返りますと、本県ではバブル経済崩壊の国の経

済対策に呼応した積極的な公共投資によって公債費、借金が急増し、これに加え、国の三位一体改革による一般財源の大幅な減少や社会保障関係経費が増加したことなどから、極めて厳しい財政状況となり、平成十八年三月には県債発行の抑制を目指し、岐阜県行財政改革大綱を制定。平成二十一年三月には構造的な財源不足を解消するために、岐阜県行財政改革指針を策定されました。さらには、これらを踏まえ、行財政改革アクションプランを策定して、絶えることなく行財政改革に取り組んできたことにより、臨時財政対策債を除く公債費は、平成二十一年度の一千二百五十五億円をピークに、平成二十九年当初予算では八百四十二億円まで減少するとともに、財政規模に対する公債費の負担の程度を示す実質公債費比率なども改善してきました。改めて、古田知事の行財政に対する果敢な取り組みに敬意をあらわしたいと思います。

一方、県民の皆様には、県の財政健全化はどこまで伝わっているのでしょうか。現時点の財政状況が良好であつても、県民としては今後の財政状況が引き続き継続されるのか、また、アクションプラン時のような危機的な財政状況が再び訪れるのではないかという不安があるのも事実であります。

国としては、先ほど述べたように健全化法で地方自治体には健全化判断比率の四指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率と将来負担比率の公表が定められています。しかしながら、これら国が示す基準とともに、わかりやすい数値の目標を設定することや中期的な県財政の見通しを示すことが求められているのではないのでしょうか。よりわかりやすい財政状況や目標を県民に示すことが、県財政の真の見える化にもつながると思います。

現時点でわかる全都道府県の数値、指数を調べてみたところ、今段階では、平成二十七年度の数値ですが、経常収支比率は九二・二％で全国第七位という相对比较ですが、優秀な位置にあります。財政調整基金は三百

二十二億六千万円余りで第八位。財政力指数は〇・五二三五八で第十八位でした。先ほど示しましたが、岐阜県の平成十九年度の経常収支比率は九八・四％でしたから、この十年ほどで大きく改善したと言えます。ちなみに、現在でも九八・四％であったとしたなら、全国の下位、下から三番目という位置であります。また、実質公債費比率で見ますと、平成二十年度一七・六％から平成二十八年では一一・八％と、公債費、いわゆる岐阜県の借金の返済負担もこの約十年で劇的に改善されました。

このように、財政状況が良好というためには、数値自体とともに相対的な比較を示すことが、県民の安心にもつながると思います。

十一月二十一日発刊の週刊エコノミストでは、「やりくり上手はあの自治体」という記事が取り上げられておりました。標準財政規模に占める財政調整基金の割合が五％以上の都道府県がやりくり上手と紹介された記事であります。その水準をクリアした十四都府県の中に岐阜県もしっかりと入っております。

知事は、現在の財政状況について、行革に取り組んだ結果、持続可能な財政運営への道筋がつつあると過去の議会でも答弁されております。先ほどから示しているように、確かに各種財政指標はこの十年で改善されてまいりました。都道府県順位を見ましても、それぞれ順位を上げているなど、相対的に見て財政状況は良好と思われまます。確かに地方の歳入の大部分を占める県税、地方交付税については、国による影響を受けるため、確固たる数値を示すのは困難と考えていますが、今後維持すべき財政指標の方向性や国の財政に頼らない自主財源の確保の方針などを明らかにする必要がありますのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、今後の中期的な財政健全性の確保に向けた方針を問うものであります。古田知事が船長として操る清流の国ぎふ丸の羅針盤が確かなものであるということを乗組員全員に示してもらえようお願いします、



最初の質問といたします。

次の質問に移ります。

国際陶磁器フェスティバル美濃17の成果と課題、それを生かした今後の地場産業について伺います。

最初は、県の関与も含めたフェスティバルの成果と課題について伺います。

国際陶磁器フェスティバル美濃17は、ことし九月十五日から十月二十二日まで、主会場セラミックパークMINOで、世界中の国と地域から寄せられた陶磁器作品を国内外の著名な美術家や建築家、美術館館長らが審査し、厳選された作品が展示された第十一回国際陶磁器展美濃が開催されたほか、全国の飲食店、レストランチェーンと美濃焼メーカー、商社がタッグを組み、それぞれの特色を出しながら、メニューが引き立つ理想の器をつくり上げ展示する産業振興コンペティションや、多治見市、土岐市、瑞浪市内で身近にある食器やタイルがつくり出されるその瞬間を目の当たりにできるバスツアーであるオープンファクトリーなど、十七の産業・地域振興事業が東濃各地で開催されました。一九八六年に第一回目が開催されましたこのフェスティバルは、日本最大の陶磁器産地美濃で三年に一度開催されるトリエンナーレとして継続的に開催されてきています。今回は、名誉総裁である眞子内親王殿下が御婚約内定後の初の公務として東濃の地にお越しいただき、地元は大いに盛り上がったところでもあります。

国際陶磁器展美濃では、世界の六十の国と地域から寄せられた二千四百六十六点の中から、審査を経て選ばれた国際色豊かですばらしい百四十一作品が展示されておりました。また、総合プロデューサーに元サッカー日本代表の中田英寿さんを迎え、メーンの催事である公募展コンペ部門では、陶芸部門と陶磁器デザイン部門の二部門を統合し一部門としたほか、グランプリ賞金を三百万円から一千万円に引き上げるなど、開幕前から

大きな話題となりました。残念ながらグランプリの該当はなかったわけですが、産業振興部門において、それぞれ幾つかの新たな試みもされたとのことです。

一方で、開幕最初の週末には台風十八号が、最後の週末には台風二十号が接近するなど、天候にも恵まれず、集客は前回よりも減少したと伺っております。また、新聞報道の中には「グランプリなし、入場者数減」という見出しのほか、次回の運営体制の改革が必要とする記事もあつたところであります。

県は、総裁に古田知事が就任され、フェスティバル実行委員会理事会の副会長に商工労働部長が参画しており、また予算面でも四千五百万円の負担金を支出しているなど、フェスティバルには大きく関与しているところでもあります。

そこで、商工労働部長に伺います。

県の関与も踏まえた第十一回目となつた今回のフェスティバルの成果と課題をどのように考えているか、質問をするものであります。

次に、フェスティバルの成果を生かした今後の地場産業の振興について質問します。

国際陶磁器フェスティバルは、今回で第十一回目の開催となり、一定の知名度を得て定着した非常に重要なイベントとなっております。このため、三年に一度の開催ではありますが、それぞれの開催ごとの一過性のイベントとすることなく、成果や課題を財産として生かし、今後の取り組みに結びつけていくことが大切ではないでしょうか。

さきの定例会の知事提案の説明の際に、その冒頭で、地域の魅力を高める取り組みということで、今回の国際陶磁器フェスティバル美濃17について、六十の国と地域から寄せられた作品を展示するほか、多彩なイベ

ントを開催していると触れられ、この機会を通じて美濃焼のすばらしさや陶磁器産地美濃を国内外にアピールしてまいりますと述べられております。

県と地域との連携や知事のリーダーシップを期待する声は、他の地域と同様に、この陶磁器産地美濃が集積する美濃におきましても大変大きなものがあります。国際陶磁器フェスティバル美濃は、陶磁器の文化と産業の両面に焦点を当て陶磁器の魅力を発信するものでありますが、陶磁器産地美濃という地域そのものの魅力を向上させるきっかけとしていくことも重要であります。

今回の主な新規事業として、数々の産業地域振興事業が行われました。先ほど述べました産業振興コンペティションのほか、美濃焼とコラボしたファッションショーや私の地元瑞浪市の大湫宿で行われた若手作家と市民がコラボした「オオクテ・ツクルテ」は、フェスティバルのイベントの一環に位置づけられました。この催しは駐車場係や誘導などのほか、模擬店も含め地元の方々の多大なる御協力もあり、訪れていた多くの人々に好評を博した事業であり、国際陶磁器フェスティバル美濃を地域振興の契機としているよい事例の一つだと考えています。

ただ、多くの業界関係者には、美濃焼の産地でもある東濃地域一帯が、窯業の原料から、技術から、製品の生産、商社機能に至るまで世界一の陶磁器関連の集積地としての自負もあり、国内外への発信や販路拡大について、岐阜県や公の力に期待するところがあるのも事実であります。行政として、産業振興は重要な仕事であります。とりわけ、地場産業は長年地域に貢献し、その産業自体が地域の歴史、風土、文化となっております。県として、どのように地場産業を振興し、県民の期待に応え、岐阜県経済の発展につなげるのが問われていると思います。

陶磁器産業の概要と課題につきましては、公益財団法人岐阜県産業経済振興センターの陶磁器産業の分析レポートでもよくまとめられております。その中で、美濃焼産地の概要としましては、良質な陶土を擁する東濃西部地域は、原料から商社まで分業・フルセット型の産地を形成している、多種多様なニーズに応えられる生産・販売体制を確立している、さらには、四つの公的機関、県セラミックス研究所、多治見市陶磁器意匠研究所、土岐市立陶磁器試験場・セラテクノ、瑞浪市窯業技術研究所が存在していることなどがあります。また、陶磁器産業が抱える五つの課題として、内需の減少、中国製品との関係、窯業原料の不足、経営者・職人の高齢化と後継者不足、美濃焼の認知度が挙げられます。それぞれここで詳細に説明報告する時間はございませんが、岐阜県の陶磁器産業のありよう課題についてよく分析しているレポートであります。

ここで、美濃焼と同じく歴史ある有田焼、伊万里焼を抱える佐賀県の最近の取り組みを御紹介したいと思います。

佐賀県では、市場開拓や産業基盤整備とともに、観光や文化分野とも連携し、有田焼のブランド事業を推進するため、有田焼創業四百年事業「佐賀県プラン」を策定しました。二〇一六年度までの四年間の総事業費は約二十三億円にも上り、海外展開ではフランスやイタリア、オランダなどで情報を発信、事業開始時に約五千万円だった輸出額を二〇二〇年度までに五億円、約四十二億円であった産地売上額を五十四億円までにふやすといった目標値も設定しています。

また、平成二十八年から三十年にかけて実施されている佐賀県の米国市場開拓事業も興味のある施策であります。その施策の概要には、人口減少や少子化に伴い消費が先細りする中、欧米市場に活路を見出す産地のことや、日本では当たり前の商習慣が通じない課題をどう乗り越えるかなどといった海外戦略の課題が取り上げ

られております。これらの諸課題は、岐阜県の産地が抱える悩みと同じであり、売り上げなどの推移や産業が抱える背景も当然のことながらよく似ております。今後の戦略の参考になると感じました。

先ほど紹介しました県産業経済振興センターのレポートには、最後に産地再生に向けた二つの取り組みを挙げています。

一つは、国内需要の掘り起こしについてです。国内需要の減少が避けられない中、個性的なライフスタイルに合った製品の生産、東京オリンピック・パラリンピックに向け、ホテル・レストランの新築・改築需要を見込んでいくという視点です。

そしてもう一つは海外への展開です。国内消費の落ち込みは、海外への輸出に頼らざるを得ない状況となります。しかし、メーカーとして海外展開ができるのは大手メーカーがほとんどであることや、海外の展示会に参加しても反応がよいのは最初だけで、それから先の展開につながらないといった問題点が指摘されています。そのため、展示会では誰がどうという基準で評価したかということが重要で、費用対効果を十分に検討する必要があります。また、履歴書づくりや展示会で名刺をもらうだけでは不十分で、ニーズの把握と掘り起こしと提案、継続的なコンタクトが挙げられています。

こうした分析がある中で、県としてはどのように地場産業の振興、岐阜県の経済の発展につなげるのか、説明責任を踏まえ、効率的な予算の執行を目指すのが問われていると思います。知事のトップセールスでも見られるように、常に岐阜県のイメージや魅力を伝えることを意識しながら、陶磁器そのものの産業・文化的な側面だけでなく、陶磁器を生み出した歴史・自然、あるいは陶磁器を生かした伝統・風土などを組み合わせ、陶磁器産地美濃を発信し、産業振興につなげていく視点が必要ではないかと考えます。

そこで、質問です。今回の国際陶磁器フェスティバルの成果を踏まえ、今後、陶磁器産業や地場産業の振興をどのように進めていくのか、商工労働部長にお尋ねします。  
以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長(平岩正光君) 知事 古田 肇君。

(知事 古田 肇君登壇)

○知事(古田 肇君) 県財政について御質問がございました。

過去を振り返っていただきましたので、私もいろいろと思いつながら拝聴しておった次第でございますけれども、必ずしも触れてはおりませんが、やはり非常に当時、深刻といえますか、私自身がショックを受けましたのは、償還期限が来ても返せないと、借りかえでしのぐという部分が何と二千二百億円あったということでありまして、この部分をこの十年間で完済したわけですが、一方でそういう苦労もあつたわけでございますが、他方で、そのエコノミスト誌を私は見ておりませんが、やはりくり上りの財政調整基金が云々かんぬんというのは結構なのですが、こういうのが出ますと、他方からは交付税をもらい過ぎではないかと、そんなに貯金ができるなら交付税をもつと思いつつ削るべきだと、ぜいたくであるというような議論が直ちに出てきておるわけでありまして、この点も、今まさに年末の予算編成の中のぎ合つていふところか、総務大臣を初め、頑張つていただいておりますが、こつちへ振ればどうなる、こつちへ振ればどうなる、なかなか難しいものでございます。

いずれにしても、持続可能な財政運営のめどを立てながら何とかやりくりをしていくということで頑張

つてきておるわけでございますが、公債費について申し上げますと、発行レベルを着実に抑制してきたということで、平成二十一年度の千三百四十二億円をピークに、今年度予算では千百三十一億円ということでございますし、それから県債残高も臨時財政対策費の問題もございませけれども、これを除けば、毎年減少に向かつておるといふことで、昨年度末時点で九千四百四十六億円と。もちろんまだまだ多いわけでございますが、ベクトルとしては減少の方向に向かつておるといふことでございます。

いずれにしても、今後とも起債許可団体に陥った要因でもあります公債費、県債残高の推移については、しっかりと目配りをしていく必要があるというふうに考えております。

一方で、現在の地方の一般財源総額につきましては、国としては実質的に前年度と同水準を確保するというところで一定水準が確保されておるわけでございますが、今のところ、平成三十年予算までの方針というふうな断られておりまして、それ以降については定かでないという側面がございます。加えて、歳出面では、つとに申し上げておりますように、社会保障関係経費の増加、社会資本の老朽化対策等々、構造的に経費が増高する課題も抱えております。

また、こうした状況下におきましても、人づくり、地域の魅力づくり、安全・安心と、さまざまな政策課題にも取り組んでいく必要があるということでございます。こういうことで、県財政を取り巻く状況がいろんな意味で不透明なところが多々あるわけでありませが、みずからの自主財源を確保していくということは、これまで以上に重要であるというふうに考えております。

そういったことから、県の自主財源のうち最も大きなシェアを占めます県税につきましては、引き続き個人県民税徴収対策などの税収確保に努めるほか、企業誘致などの税源涵養施策にもしっかりと取り組んでまいり

たいと思っております。また、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税の体系構築を、全国知事会と連携して国に強く求めてまいりたいと思っております。このほか、県有財産の貸し付け、広告収入の確保、ネーミングライツの活用など、あらゆる歳入確保対策を講じながら不断の行財政改革を行うことで、引き続き持続的な財政運営に努めるとともに、中・長期的にも公債費や県債残高の抑制に意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（平岩正光君） 商工労働部長 井川孝明君。

〔商工労働部長 井川孝明君登壇〕

○商工労働部長（井川孝明君） 国際陶磁器フェスティバル17について、二点御質問いただきました。

まず、県の関与のあり方も含めたフェスティバルの成果と課題についてお答えします。

今回のフェスティバルでは、地元自治体と産業界が一体となり、六十の国と地域から応募のあつた国際陶磁器展美濃の開催や、産業と地域の振興につながるさまざまな事業が展開され、陶磁器産地美濃を大きくアピールできたものと考えております。

特に、今回新たに取り組んだ国内外の飲食店と地元メーカー等が連携し、料理が引き立つ理想の器を創作展示する産業振興コンペティション事業では、これを機に商談が進み、今後につながる成果としての手応えを感じました。また、ミシュラン一つ星シェフ監修の地元食材を使った料理を美濃焼の器で提供する和食と美濃焼事業、杯を選べる地酒と美濃焼事業では、食とのコラボレーションにより視点を変えて美濃焼の魅力をPRでき、これも成果の一つと考えております。

他方、国際陶磁器展美濃について、陶芸と陶磁器デザインの二部門の集約やグランプリが選出されなかった



ことなどにさまざまな御意見もあつたところです。これらの課題も含め、次回の開催に向けて実行委員会のメンバーとして関係者と議論を進めてまいります。

次に、フェスティバルの成果を生かした今後の地場産業の振興についてお答えします。

フェスティバルでは、和食と美濃焼や地酒と美濃焼など、陶磁器とそれを取り巻く自然や文化の組み合わせが好評を博しました。この成果を踏まえ、JR岐阜駅のザ・ギフト・ショップにおいて、こうしたものの背後にある歴史や文化に着目したフェアやワークショップを開催してまいります。また、新たな商談まで進めることができた飲食店とのコラボレーション事業などは、継続した取り組みが重要であり、県としても必要な支援をしてまいりたいと考えております。

さらに、海外に向けては、著名デザイナーとの連携により県産品をブラッシュアップし、世界最大規模の国際見本市への出展に取り組んでおります。これまでの美濃和紙、木工家具、刃物に続き、来年四月に開催されるミラノ・サローネでは、美濃焼を中心に展すべく準備を進めているところです。こうした取り組みにより、本県の多様な地場産業の魅力の世界に発信してまいります。



○副議長（平岩正光君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前十時までに御参集願います。

明日の日程は追って配付いたします。

第三号 十二月七日

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時二十九分散会

